

犬山浄水場始め2 浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業 実施方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「P F I 法」という。）第 5 条第 3 項の規定により、犬山浄水場始め2 浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）について公表します。

平成 25 年 12 月 24 日

愛知県公営企業管理者
企業庁長 丹羽 健一郎

愛知県企業庁（以下「県企業庁」という。）は、本事業について民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、P F I 法に基づく事業（以下「P F I 事業」という。）として実施することを検討しています。

本実施方針は、P F I 法に基づく特定事業の選定及び当該事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 24 年 3 月閣議決定、以下「基本方針」という。）、「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日民間資金等活用事業推進委員会より公表、平成 19 年 6 月 29 日改定）、「愛知県 P F I 導入ガイドライン」（平成 15 年 6 月 30 日愛知県企画振興部長通知 15 企第 73 号、平成 18 年 3 月 ver2.0）等に則り、本事業の実施方針として定め、ここに公表します。

**犬山浄水場始め2 浄水場排水処理及び
常用発電等施設整備・運営事業**

実施方針

平成25年12月

愛 知 県 企 業 庁

目 次

1.	特定事業の選定に関する事項	1
1.1	事業内容に関する事項	1
1.2	特定事業の選定方法等に関する事項	6
2.	事業者の募集及び選定に関する事項	7
2.1	事業者の募集及び選定方法	7
2.2	選定の手順及びスケジュール	8
2.3	応募手続き等	8
2.4	応募者等の参加・資格要件	11
2.5	提案の審査及び事業者の選定に関する事項	14
2.6	契約に関する基本的な考え方	16
2.7	提出書類の取扱い	16
3.	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項 ...	17
3.1	リスク分担の考え方	17
3.2	要求する性能等	17
3.3	事業者の責任の履行の確保に関する事項	17
3.4	事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項	17
4.	公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	19
4.1	立地条件に関する事項	19
4.2	施設の設計要件等に関する事項	19
4.3	脱水ケーキの再生利用	20
4.4	生活環境影響調査	20
5.	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	21
5.1	係争事由に係る基本的な考え方	21
5.2	管轄裁判所の指定	21
6.	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	21
6.1	基本的な考え方	21
6.2	本事業の継続が困難となった場合の措置	21
6.3	融資機関と県企業庁との協議	22
7.	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	22
7.1	法制上及び税制上の措置に関する事項	22
7.2	財政上及び金融上の支援に関する事項	22
7.3	その他の支援に関する事項	22
8.	その他特定事業の実施に関し必要な事項	22
8.1	情報提供	22
8.2	入札に伴う費用の負担	23
8.3	問合せ先	23

添付書類等

様式 1 実施方針等に関する説明会参加申込書

様式 2 実施方針等に関する質問書

様式 3 実施方針等に関する意見・提案書

様式 4 第 1 回現地見学会参加申込書

様式 5 汚泥提供申込書

資料 1 リスク分担表（案）

資料 2 関係資料閲覧のお知らせ

資料 3 脱水実験等に使用する汚泥の提供について

資料 4 事業スキーム図

資料 5 サービス購入料の支払いについて

資料 6 脱水ケーキの再生利用業務について

資料 7 モニタリングの実施とサービス購入料の減額について

資料 8 落札者決定基準の考え方

別添資料 要求水準書（案）

本実施方針では、以下のように用語を定義します。

- 【公共施設の管理者】：本事業をPFI事業として民間事業者を実施させようとする公営企業の事業管理者（企業庁長）をいいます。
- 【事業者】：本事業の実施に際して、県企業庁と事業契約を締結し事業を実施する会社をいいます(特別目的会社(SPC:Special Purpose Company)を設立することとします)。特別目的会社とは、本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいいます。
- 【応募者】：応募企業又は応募グループをいいます。
- 【応募企業】：排水処理施設及び発電施設の設計・建設及び運営・維持管理の能力を有し、本事業に応募する参加資格を有する単独の企業をいいます。
- 【応募グループ】：排水処理施設及び発電施設の設計・建設及び運営・維持管理の能力を有し、本事業に応募する参加資格を有する者で、複数の企業で構成されるグループをいいます。
- 【構成員】：応募企業若しくは応募グループを構成する企業のうち、特別目的会社に出資する企業をいいます。
- 【協力会社】：応募グループを構成する企業のうち、構成員以外の企業をいいます。
- 【資格審査通過者】：参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいいます。
- 【入札参加者】：資格審査通過者のうち、本事業に係る事業提案書を期限内に提出した者をいいます。
- 【委員会】：PFI法に基づく事業実施に必要となる事項の検討及び事業提案書の審査を行う目的で、県企業庁が設置する学識経験者等で構成される組織をいいます。
- 【落札者】：委員会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として県企業庁が決定した入札参加者をいいます。
- 【実施方針等】：実施方針の公表の際に県企業庁が公表する書類一式をいいます。具体的には、実施方針、要求水準書（案）及び添付書類等をいいます。
- 【入札説明書等】：入札公告の際に県企業庁が公表する書類一式をいいます。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書案、様式集、基本協定書案、図面等をいいます。
- 【事業提案書】：資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出した書類及び図書をいいます。

【2 浄水場】：排水処理施設及び発電施設の設計・建設業務並びに運営・維持管理業務及び脱水ケーキの再生利用に係る業務を事業範囲とする犬山浄水場、並びに排水処理施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務並びに脱水ケーキの再生利用に係る業務を事業範囲とする尾張西部浄水場の総称をいいます。

【運営・維持管理業務等】2 浄水場における排水処理施設の運営・維持管理業務及び脱水ケーキの再生利用業務並びに犬山浄水場における発電施設の運営・維持管理業務の総称をいいます。

【排水処理施設】：本事業の対象施設として位置付けるもので、犬山浄水場及び尾張西部浄水場における、排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機棟、脱水設備、場内連絡管の総称をいいます。(表 施設関連用語参照)

【排水池】：排水池、スラッジ掻寄機、汚泥移送ポンプ等、機器類、電気機器等の総称をいいます。

【排泥池】：排泥池、スラッジ掻寄機、汚泥引き抜きポンプ等機器類、電気機器等の総称をいいます。

【濃縮槽】：濃縮槽、スラッジ掻寄機、汚泥引き抜きポンプ等機器類、電気機器等の総称をいいます。

【脱水機棟】：脱水機等を納める建物で、当該建物に付帯する機械・電気設備等の一切を含むものをいいます。

【脱水機】：脱水機棟内に納める、脱水機本体をいいます。

【脱水設備】：脱水機、脱水機補機等、脱水機付帯配管等、排熱利用装置等、の浄水汚泥を処理し場外搬出するための全ての総称をいいます。

【脱水機等】：汚泥を脱水する機械で、脱水機を構成する電気・機械・計装設備（監視及び制御を行う設備）等の一切を含むものをいいます。なお、脱水とは、汚泥の再生利用を容易な状態とするために、汚泥の水分（含水率）を減少させることをいいます。

【脱水機補機等】：脱水機関連補機で、当該補機を構成する電気・機械・計装設備及び脱水ケーキ搬出機器等の一切を含むものをいいます。

【脱水機付帯配管等】：脱水機の運転に必要な脱水機棟内の配管・弁類・配線・配線管類等の総称をいいます。

【排熱利用装置等】：発電機棟内に設置される常用発電機からの排熱を有効に利用する装置（排熱回収装置を省く）の全ての総称をいいます。

【ケーキヤード棟】：脱水機棟からのケーキコンベヤの収納と脱水ケーキを貯留するための建屋で建築機械・電気設備の総称をいいます。

【ケーキヤード等】：脱水機棟からのケーキを貯留するための建屋内外に設置される機械・電気設備機器・付帯設備等の総称をいいます。

【場内連絡管】：事業エリア内外の埋設管等の総称をいいます。

濃縮施設から脱水機棟まで及び脱水機棟から排水池まで等、構内において汚泥等を送る連絡管で、当該配管を構成する弁類、メーター等

の一切を含むものをいいます。

- 【汚泥】：浄水処理工程で発生する細かな砂や泥を含む水をいいます。
- 【脱水ケーキ】：汚泥を脱水処理することにより再生リサイクルした固形物をいい、発生土ともいいます。
- 【再生利用】：有価利用と非有価利用をあわせて再生利用といいます。
- 【有価利用】：県企業庁が排出する汚泥を事業者が脱水ケーキにリサイクルし、事業者自らの責任と費用で脱水ケーキを販売することをいい、その収入は事業者に帰属します。
- 【非有価利用】：有価利用できない脱水ケーキの在庫を事業者が処理費用を支払って舗装材・埋戻し材等の製品へ再生利用することをいい、それに係る費用については、発生した脱水ケーキが有価利用可能量を上回った分に対して、事業者が提案した金額を、県企業庁が負担します。
- 【有価利用可能量】：事業提案書において事業者が提案する1事業年度に有価利用を行える脱水ケーキの最大量（t・ds/年）をいいます。
-
- 【発電施設】：発電機棟、常用発電設備及び太陽光発電設備の総称をいいます。
- 【発電機棟】：常用発電機等を納める建物と建物に付帯する建築機械・電気設備等の総称をいいます。
- 【常用発電設備】：常用発電機等、LNG サテライト設備等の総称をいいます。
- 【常用発電機等】：発電機棟内に納める、常用発電機、常用発電機補機等、常用発電機付帯配管、排熱回収装置等、電気設備等の総称をいいます。
- 【常用発電機補機等】：常用発電機運転に必要な常用発電機棟内の機械・電気機器類の総称をいいます。
- 【常用発電機付帯配管等】：常用発電機運転に必要な常用発電機棟内の配管・弁類・配線・配線管類等の総称をいいます。
- 【排熱回収装置等】：常用発電機から排出される熱を回収して利用する装置等の総称をいいます。
- 【LNG サテライト設備等】：LNG を貯留し、常用発電機棟まで供給する全ての機器・配管・配線類等の総称をいいます。
-
- 【太陽光発電設備】：太陽光発電システムともいいます。太陽光アレイ、パワーコンディショナの総称をいい、太陽電池を利用して太陽の光エネルギーを電気に変換する発電システム全体の総称をいいます。
- 【太陽光アレイ】：太陽光モジュールを組み合わせたものをいいます。太陽光パネルともいいます。
- 【パワーコンディショナ】：太陽電池が発電する電気を利用が可能な電気に変換する装置の総称をいいます。
-
- 【特高受変電設備】：電力会社からの受電～高圧配電までの電気設備の総称をいいます。

- 【高圧受変電設備】：特高受変電設備からの受電～低圧配電までの電気設備の総称をいいます。
- 【運転操作設備】：電動機等の動力制御回路を収納する電気設備の総称をいいます。
- 【計装設備】：水位や流量等、設備管理に必要な項目の計測及び計算を行う設備の総称をいいます。
- 【非常用発電機】：停電時に電力を供給する発電機等をいいます。
- 【発電電力】：発電機本体が発生する電力のことをいいます。海拔 0m、給気温度 15℃、気圧 1,013hPa、相対湿度 60%の条件による評価をいいます。
- 【売電】：太陽光発電設備で発電した電気を電力会社へ売電することをいいます。
- 【FIT】：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づいて実施される再生可能エネルギーの固定価格買取制度をいいます。
- 【法令等】：法律、条例、規則、その他規制等をいいます
- 【特許権等】：特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される権利をいいます。
- 【関係者協議会】：本事業に関して県企業庁と事業者との間の協議を行うための機関をいい、県企業庁、事業者及び第三者により構成されます。
- 【一時支払金】：排水処理施設及び発電施設の設計及び建設業務に係るサービスの対価の一部について、県企業庁が調達し、排水処理施設及び発電施設の所有権が県企業庁に移転した後、事業者を支払われる費用をいいます。
- 【割賦支払金】：排水処理施設及び発電施設の設計及び建設業務に係るサービスの対価の一部として、県企業庁が事業者に対して支払う料金をいい、排水処理施設及び発電施設の設計及び建設業務に係るサービスの対価から一時支払金を除いた額を割賦支払金の元本とし、当該割賦支払元本と割賦支払利息の合計額に、割賦支払額に対する消費税等を上乗せした額で構成されます。

表 施設関連用語

区分		内容	
排水処理施設	排水池	排水池、スラッジ掻寄機、汚泥移送ポンプ等、機器類、電気機器等の総称	
	排泥池	排泥池、スラッジ掻寄機、汚泥引き抜きポンプ等機器類、電気機器等の総称	
	濃縮槽	濃縮槽、スラッジ掻寄機、汚泥引き抜きポンプ等機器類、電気機器等の総称	
	脱水機棟	脱水機等を納める建物（建物に付帯する機械・電気設備等を含む）	
	脱水設備	脱水機等	汚泥を脱水する機械で、脱水機を構成する電気・機械・計装設備（監視及び制御を行う設備）等の一切を含む。なお、脱水とは、汚泥の再生利用を容易な状態とするために、汚泥の水分（含水率）を減少させることをいう
		脱水機補機等	脱水機関連補機で、当該補機を構成する電気・機械・計装設備及び脱水ケーキ搬出機器等の一切を含む
		脱水機付帯配管等	脱水機の運転に必要な脱水機棟内の配管・弁類・配線・配線管類等の総称
		排熱利用装置等	発電機棟内に設置される常用発電機からの排熱を有効に利用する装置の総称
	ケーキヤード棟	脱水機棟からのケーキコンベヤの収納と脱水ケーキを貯留するための建屋で建築機械・電気設備の総称	
	場内連絡管	事業エリア内外の埋設管等の総称	
発電施設	発電機棟	常用発電機等を納める建物（建物に付帯する建築機械・電気設備等を含む）	
	常用発電設備	常用発電機等	発電機棟内に納める、常用発電機、常用発電機補機等、常用発電機付帯配管、排熱回収装置等、電気設備等の総称
		常用発電機補機等	常用発電機運転に必要な常用発電機棟内の機械・電気機器類の総称
		常用発電機付帯配管等	常用発電機運転に必要な常用発電機棟内の配管・弁類・配線・配線管類等の総称
		排熱回収装置等	常用発電機から排出される熱を回収して利用する装置等の総称
	LNG サテライト設備等	LNG を貯留し、常用発電機棟まで供給する全ての機器・配管・配線類等の総称	
	太陽光発電設備	太陽光発電システム	太陽電池を利用して太陽の光エネルギーを電気に変換する発電システム全体の総称
		太陽光アレイ	太陽光モジュールを組み合わせたもの。太陽光パネルともいう
パワーコンディショナ		太陽電池が発電する電気を利用が可能な電気に変換する装置の総称	

1. 特定事業の選定に関する事項

1.1 事業内容に関する事項

1.1.1 事業名称

犬山浄水場始め2浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業

1.1.2 事業に供される公共施設の種類

- ・犬山浄水場及び尾張西部浄水場の脱水設備（更新）
- ・犬山浄水場の常用発電設備（新設）
- ・犬山浄水場の太陽光発電設備（新設）

1.1.3 公共施設の管理者

愛知県公営企業管理者 企業庁長 丹羽 健一郎

1.1.4 事業目的

我が国では、浄水場をはじめとする社会資本施設の老朽化が進み、早急な更新又は適切な長寿命化対策が喫緊の課題になっており、厳しい財政状況下においては民間資金及び民間のノウハウを活用できるPFIに対する期待が高まっています。

愛知県では、平成14年度に浄水工程に直接影響を与えない浄水場の排水処理業務について、PFIを導入することとし、県内を愛知用水、三河及び尾張の3地域に分けて順次PFIを導入してきています。先行する2例（愛知用水及び三河地域）が順調に運営されていることから、尾張地域（犬山浄水場及び尾張西部浄水場）についてもPFIを導入します。

また、犬山浄水場については、非常用自家発電施設としても機能する常用自家発電施設及び太陽光発電を導入します。

以上のとおり、排水処理施設、常用発電設備及び太陽光発電設備を組み合わせた事業において、PFIを導入することで、多様な専門性を集結させ、民間事業者の持つ高度なノウハウを最大限活用し、県営浄水場のサービス水準の向上を図ります。

1.1.5 事業概要

1) 本事業の対象となる施設

本施設の主要施設の概要は下記のとおりです。

7) 2 浄水場における排水処理施設等の現況

犬山浄水場 (計画給水量) 上水：371,600m ³ /日 (現在給水能力) 上水：344,300m ³ /日	脱水設備	脱水機棟 脱水設備（電気・機械・計装設備を含む。）及び濃縮施設の電気設備を納める建物 ・①昭和 51 年度建設、②昭和 62 年度増床、③平成 6 年度増床 ・1 階 RC 造、2 階 S 造の 2 階建て ・延床面積①853m ² 、②559m ² 、③458m ²
		脱水機 脱水機（2（3）台） ◎1 号脱水機（休止中） ・昭和 54 年度設置 ・加圧搾型ろ布面積 400m ² /台 ◎2 号脱水機 ・昭和 62 年度設置 ・長時間加圧型ろ布面積 670m ² /台 ◎3 号脱水機 ・平成 7 年度設置 ・長時間加圧型ろ布面積 670m ² /台
		脱水機補機等 脱水機関連補機（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）
		脱水機付帯配管 脱水機棟内連絡管（弁類、メーター等を含む。）
	常用発電設備	本事業において、新規に整備
	太陽光発電設備	

尾張西部浄水場 (計画給水量) 上水：264,100m ³ /日 工水：290,000m ³ /日 (150,000m ³ /日) (第 1 期改築計画 (H20～29)) (現在給水能力) 上水：169,000m ³ /日 工水：290,000m ³ /日	脱水設備	脱水機棟 脱水設備（電気・機械・計装設備を含む。）及び濃縮施設の電気設備を納める建物 ・平成 2 年度建設 ・S 造、一部 RC 造の 2 階建て ・延床面積 528m ²
		脱水機 脱水機（1 台） ◎1 号脱水機 ・平成 2 年度設置 ・長時間加圧型ろ布面積 700m ² /台
		脱水機補機等 脱水機関連補機（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）
		脱水機付帯配管 脱水機棟内連絡管（弁類、メーター等を含む。）
	天日乾燥床 ◎1,000m ³ ×9 池 ・RC 構造 12m×15m×1.75m（1 池あたり） ・昭和 59 年度建設	

2) 事業方式

PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとに施設の設計、建設を行った後、県企業庁に施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の運営・維持管理業務を行う方式（BTO：Build Transfer Operate）により実施することとします。

2浄水場については、排水処理施設の整備・運営を実施することとします。事業者が排水処理施設の運営を開始するまでの期間は、県企業庁が既設排水処理施設の運営を継続します。

また、犬山浄水場は、排水処理施設に加えて、常用発電設備（天然ガスコージェネレーション設備）及び太陽光発電設備の整備・運営も実施することとします。なお、事業者が発電施設を整備することに伴い必要となる犬山浄水場の既設設備の改造は、事業者提案にあわせて合理的な範囲で県企業庁が本PFI事業とは別に直営で実施します。

事業者は、発電施設の設計を行い、県企業庁の系統連系及びFITの手続きに協力することとします。

3) 事業範囲

事業者が実施する事業範囲は下記のとおりとします。なお、発電施設に関する業務は、犬山浄水場のみ該当します。

7) 設計・建設業務

i) 排水処理施設（2浄水場）

- ・事前調査及びその関連業務
- ・生活環境影響調査
- ・工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等）
- ・脱水機棟、脱水設備及び場内連絡管等の設計・建設業務
- ・外構整備業務
- ・工事監理
- ・竣工後に県企業庁が行う検査等への協力
- ・脱水機棟、脱水設備及び場内連絡管等の県企業庁への引き渡し

ii) 発電施設（犬山浄水場のみ対象）

①常用発電設備

- ・事前調査及びその関連業務
- ・生活環境影響調査
- ・工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等）
- ・発電機棟及び常用発電設備の設計・建設業務
- ・外構整備業務

- ・ 工事監理
- ・ 竣工後に県企業庁が行う検査等への協力
- ・ 発電機棟及び常用発電設備の県企業庁への引き渡し

②太陽光発電設備

- ・ 事前調査及びその関連業務
- ・ 生活環境影響調査
- ・ 工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等）
- ・ 太陽光発電設備の設計・建設業務
- ・ 工事監理
- ・ 竣工後に県企業庁が行う検査等への協力
- ・ 太陽光発電設備の県企業庁への引き渡し

1) 運営・維持管理業務

i) 排水処理施設の運営・維持管理業務（2 浄水場）

- ・ 排水処理施設の運転管理
- ・ 設計・建設業務の対象施設の維持管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務）
- ・ PFI 事業範囲の外構の維持管理
- ・ PFI 事業範囲の管理業務
- ・ 排泥池の汚泥移送、濃縮槽からの汚泥引き抜き業務（運転・計量、日常点検等の管理業務）
- ・ 脱水ケーキの管理（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）に基づく管理業務）
- ・ 事業完了時における県企業庁への引継ぎ

ii) 脱水ケーキの再生利用業務

- ・ 脱水ケーキの再生利用

iii) 発電施設の運営・維持管理業務（犬山浄水場のみ対象）

①常用発電設備

- ・ 常用発電設備の運転管理
- ・ 設計・建設業務の対象施設の維持管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務）
- ・ PFI 事業範囲の外構の維持管理
- ・ PFI 事業範囲の管理業務
- ・ 事業完了時における県企業庁への引継ぎ

②太陽光発電設備

- ・太陽光発電設備の運転管理
- ・太陽光発電設備の維持管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務）
- ・PFI 事業範囲の管理業務

iv) その他

- ・見学者対応（犬山浄水場のみ対象）

4) 県企業庁が行う業務

県企業庁は、以下の業務を本事業とは別に行います。

- ・既設の特高変電所及び浄水場中央計装の改造
- ・既設の施設・設備の運営・維持管理に関する業務
- ・電力及び LNG 供給事業者との契約（電気供給契約及び売電契約、並びに LNG 供給契約）

1.1.6 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結の翌日から平成 49 年 3 月 31 日までとします。うち、設計・建設業務は平成 29 年 3 月 31 日までに完了することとします。

1.1.7 事業スケジュール（予定）

- | | |
|--|-------------------------|
| 1) 事業契約の締結 | 平成 26 年 12 月 |
| 2) 太陽光発電の申請・接続契約 | 契約締結の翌日～平成 27 年 3 月 |
| 3) 排水処理施設及び発電施設の設計・建設（試運転期間を含む。） | 契約締結の翌日～平成 29 年 3 月 |
| 4) 排水処理施設の運営・維持管理及び脱水ケーキの再生利用（県企業庁による既設排水処理施設の運営・維持管理業務と並列して運営・維持管理は行わない。ただし、短期の試運転調整期間を除く。） | 平成 29 年 4 月～平成 49 年 3 月 |

1.1.8 事業者の収入に関する事項

本事業における事業者の収入は、事業者が実施する設計・建設業務に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価から構成されます。また、事業者が脱水ケーキを有価により再生利用したことによって得る収入は事業者の収入とします。

1) 設計・建設業務に係る対価

県企業庁は、設計・建設業務に係る対価について、事業契約書においてあらかじめ定める額を、事業期間にわたり事業者に支払います。(詳細は「資料 5 サービス購入料の支払いについて」参照)

2) 運営・維持管理業務に係る対価

県企業庁は、運営・維持管理業務に係る対価について、事業契約書において定める額を、事業期間にわたり事業者に支払います。

排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価は固定費・変動費から構成され、変動費は各支払期の業務実績に応じて変動させた金額を支払います。また、脱水ケーキの再生利用業務に係る対価は、脱水ケーキ発生量が、事業者が提案する有価利用可能量を上回った場合において、その量に応じた金額を支払います。

常用発電設備の運営・維持管理業務に係る対価は固定費・変動費から構成され、変動費は9時～17時以外の運転(ピークカット運転)に応じた金額を支払います。

太陽光発電設備の運営・維持管理業務に係る対価は固定費で構成されます。

なお、常用発電及び太陽光発電においては、事業者が要求水準を上回った場合は、運営・維持管理業務の支払い対価を増額し、下回った場合は減額します。判断となる要求水準、増額及び減額の考え方は、別途提示します。

1.1.9 事業に必要な法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するに当たり、PFI法のほか、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守することとします。

1.2 特定事業の選定方法等に関する事項

1.2.1 特定事業の選定にあたっての考え方

県企業庁は、PFI法及び「VFM(Value for Money)に関するガイドライン」などを踏まえ、県企業庁自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、実施可能性等を勘案した上で、本事業を特定事業として選定します。

1.2.2 特定事業の選定手順

特定事業の選定は次の手順により客観的評価を行います。

1) 公共負担の定量的評価

本事業を県企業庁自らが実施する場合の公共負担額とPFIで実施する場合の公共負担

額を比較することにより評価します。

2) 定性的評価

本事業を P F I で実施する場合で、施設の設計、建設、運営及び維持管理の水準の向上等、一連の業務を民間事業者に委ねることにより期待される効果を、定性的な観点から評価します。

3) 総合評価

上記の定量的評価、定性的評価並びに本実施方針等に関する質問、意見及び提案を総合的に勘案し、本事業を P F I で実施することの適否を評価します。

1.2.3 特定事業の選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせて、速やかに平成 26 年 2 月（予定）に県企業庁 Web サイトにおいて公表します。なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても同様に公表します。

2. 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 事業者の募集及び選定方法

本事業は、設計・建設及び運営・維持管理の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式を採用します。

なお、本事業は平成 6 年 4 月 15 日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（W T O 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令 372 号）が適用されます。

2.2 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下のとおりです。

スケジュール (予定)	内 容
平成 25 年 12 月 24 日	① 実施方針等の公表
平成 26 年 1 月 8 日	② 実施方針等に関する説明会
平成 26 年 1 月 10 日	③ 第 1 回現地見学会
平成 25 年 12 月 24 日～	④ 脱水実験等に使用する汚泥の提供
平成 25 年 12 月 24 日 ～平成 26 年 1 月 17 日	⑤ 実施方針等に関する質問、意見・提案の受付
平成 26 年 2 月 14 日	⑥ 実施方針等に関する質問回答の公表
平成 26 年 2 月	⑦ 特定事業の選定の公表
平成 26 年 4 月	⑧ 入札公告、入札説明書等の公表・交付
	⑨ 入札説明書等に関する説明会
	⑩ 第 2 回現地見学会
平成 26 年 5 月	⑪ 入札説明書等に関する質問の受付
平成 26 年 6 月	⑫ 入札説明書等に関する質問回答の公表
平成 26 年 6 月	⑬ 参加表明書の受付、参加資格の確認
平成 26 年 8 月	⑭ 資格審査結果の通知及び公表
平成 26 年 10 月	⑮ 事業提案書の受付
平成 26 年 11 月	⑯ 落札者の決定及び公表
平成 26 年 12 月	⑰ 基本協定の締結
	⑱ 事業者との事業契約締結

2.3 応募手続き等

2.3.1 実施方針等に関する説明会

本事業に対する民間事業者の参入促進のため、以下のとおり、実施方針等に関する説明会を開催します。

[説明会]

開催日時 平成 26 年 1 月 8 日 (水) 午後 2 時から (受付開始：午後 1 時 30 分から)

開催場所 愛知県東大手庁舎 4 階 407 会議室

(来場の際は、公共交通機関利用のこと)

実施方針等に関する説明会への参加希望者は、実施方針等に関する説明会参加申込書(様式 1) に必要事項を記入し、電子メールにより提出すること。参加者は各社 2 名までとします。電子メールの件名欄に必ず、「【犬山浄水場等 PFI】実施方針等に関する説明会」と記入し、メール送信後に必ず確認の電話をすること。

申込期限 平成 26 年 1 月 7 日 (火) 午後 5 時まで

申込先 愛知県企業庁水道事業課

メールアドレス kigyosuiji@pref.aichi.lg.jp

電話（ダイヤルイン） 052-954-6683

2.3.2 第 1 回現地見学会

希望者を対象に、以下のとおり、第 1 回現地見学会を開催します。

[見学会]

開催日時	平成 26 年 1 月 10 日（金）	
開催場所・時間	尾張西部浄水場	午前 10 時から
	犬山浄水場	午後 1 時 30 分から
集合場所	各浄水場管理棟玄関前	

第 1 回現地見学会への参加希望者は、第 1 回現地見学会参加申込書（様式 4）に必要事項を記入し、電子メールにより提出すること。参加者は各社 3 名までとします。電子メールの件名欄に必ず、「【犬山浄水場等 PFI】第 1 回現地見学会」と記入し、メール送信後に必ず確認の電話をすること。

申込期限	平成 26 年 1 月 8 日（水）午後 5 時まで
申込先	愛知県企業庁水道事業課
メールアドレス	kigyo - suiiji@pref.aichi.lg.jp
電話（ダイヤルイン）	052-954-6683

2.3.3 脱水実験等に使用する汚泥の提供

事業者による脱水設備の規模の算定等に必要データの収集に資するため、希望者に対し、脱水実験等に使用する汚泥及び脱水ケーキを提供します。申し込み方法等は様式 5 のとおりとします。

2.3.4 実施方針等に関する質問受付、回答公表

平成 25 年 12 月 24 日（火）から平成 26 年 1 月 17 日（金）正午までの間、県企業庁水道事業課において、実施方針等に関する質問を受け付けます。なお、本事業の P F I に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合があります。

質問の提出方法、書式等については、様式 2 を参照してください。質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成 26 年 2 月 14 日（金）に県企業庁 Web サイトにおいて回答する予定であり、個別に回答は行わないものとします（ただし、質問者名は公表しません）。

2.3.5 実施方針等に関する意見・提案の受付等

事業者の創意工夫を活用して事業を実施することを目的とし、平成 25 年 12 月 24 日（火）から平成 26 年 1 月 17 日（金）正午までの間、県企業庁水道事業課において、実施方針等に対する意見や募集に当たっての具体的な提案等を受け付けます。

意見・提案の提出方法、書式等については、様式 3 を参照してください。

なお、県企業庁は、提出された意見・提案に関して、提案者の承諾を得たものについては県企業庁 Web サイトにより公開しますが、個別に回答は行わないものとします。また、事業者から提出のあった意見・提案のうち、県企業庁が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがあります。

2.3.6 実施方針等の変更

実施方針等の公表後における事業者の意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針等の内容を見直し、変更を行うことがあります。

なお、変更を行った場合には、県企業庁 Web サイトにより速やかに公表し、その変更の内容が重要でスケジュールに影響を及ぼす場合には、変更後のスケジュールも示します。

2.3.7 特定事業の選定の公表

県企業庁（長）は、実施方針等に対する事業者からの意見を踏まえ、本事業を P F I 事業として実施すべきか否かを評価し、P F I 事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表します。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表します。

2.3.8 入札公告、入札説明書等の公表

県企業庁は、実施方針等に対する事業者からの意見を踏まえ、入札公告を行い入札説明書等を公表します。

2.3.9 入札説明書等に関する説明会

本事業に対する事業者の参入促進のため、入札説明書等に関する説明会を開催します。なお、説明会の開催日時、開催場所等については、入札説明書等において示します。

2.3.10 第 2 回現地見学会

希望者を対象に、第 2 回現地見学会を開催します。なお、現地見学会の開催日時、開催場所等については、入札説明書等において示します。

2.3.11 入札説明書等に対する質問受付・回答公表

入札説明書等に関する質問を、県企業庁水道事業課において受け付けます。なお、本事業の P F I に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合があります。

入札説明書等の内容に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表します。なお、質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示します。

2.3.12 参加表明書の受付、参加資格の確認、資格審査結果の通知

本事業の応募者に参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求めます。資格審査の結果は、応募者に通知します。また、参加表明書の提出方法、時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示します。なお、資格審査を通過しなかった応募者は、県企業庁に対してその理由について書面により説明を求めることができます。

2.3.13 事業提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書の提出を求めます。また、事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示します。

2.3.14 入札のとりやめ等

県企業庁が公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、県企業庁は入札の執行を延期もしくはとりやめることがあります。

2.4 応募者等の参加・資格要件

2.4.1 応募者等の参加要件

応募企業又は応募グループの構成員のいずれも、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の1)～8)の要件を満たすこととします。また、参加表明書に明記した協力会社についても、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の1)～7)の要件を満たすこととします。

応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社は、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社として本件入札に参加できないものとします。ただし、脱水ケーキの再生利用業務に当たる者に限り、業者数が限定され、重複せざるを得ない特殊な業務であることから、応募グループの協力会社となり、同時に他の応募グループにおける当該業務の協力会社となることは可能とします。

なお、脱水ケーキの再生利用業務のみを担当する企業は、応募グループの構成員にならないものとします。

応募者は、参加表明書に、本事業に係る業務に携わる応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社の企業名及び携わる業務を明記することとします。また、応募グループで申し込む場合には、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこととします。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で

あること。

- 2) 入札参加申込書の提出の日から落札決定の日までの期間において、愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- 3) 入札参加申込書の提出の日から落札決定の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- 4) 県企業庁が発注した 2.4.2 応募者等の資格要件の 3)、4)、5) に示す業種の工事業に係る工事について、愛知県企業庁工事請負業者選定要領第4条第6項に基づく非指名措置を受けている場合は、指名しないこととしている期間が満了していること。
- 5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、県企業庁における入札参加資格の再認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなします。
- 6) 県企業庁が本事業に関するアドバイザー業務を委託した株式会社日本経済研究所並びに株式会社日本経済研究所が当該アドバイザー業務において提携関係にある株式会社東京設計事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、次のア)、イ) 又はロ) に該当する者のことをいいます。

 - ア) 当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者（100分の50を超える株式保有者又は出資者が存在しない場合は、他の株主又は出資者より特に抜きんでて株式を有し又は出資している者を含む。）
 - イ) 当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者
 - ロ) その他当該企業と特別な提携関係があると認められる者
- 7) 本事業にかかる事業者選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- 8) 入札参加を希望する者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、愛知県建設工事関係入札者心得書第9条の2第2項の規定に抵触するものではありません。
 - ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

 - i) 親会社と子会社の関係にある場合
 - ii) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、i) については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

- i) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ii) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ウ) その他、入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他、上記 ア) 又はイ) と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

2.4.2 応募者等の資格要件

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社のうち設計、建設、維持管理及び運営の各業務に当たる者（事業者たる特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む）のすべてが 1) 及び 2) を満たし、かつ、いずれかが 3) から 7) の要件を満たすこととします。

- 1) 平成 24 年度及び平成 25 年度県企業庁における入札参加資格者名簿に登録されている者、又は平成 24 年度及び平成 25 年度の物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿において、大分類「03. 役務の提供等」、中分類「01. 建物等各種施設管理」、小分類「08. 上・下水道施設管理のうち、「01. 上水道施設管理（運転・点検・保守）」に登録されている者であること。ただし、当該名簿に登録されていない者で本件入札に参加を希望する者は、開札の日までに当該名簿に登録されていること。
- 2) 手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていないこと等経営状況が健全であること。
- 3) 平成 24 年度及び平成 25 年度の県企業庁における入札参加資格の認定において認定された電気工事業の総合点数が 890 点以上であること。
- 4) 平成 24 年度及び平成 25 年度の県企業庁における入札参加資格の認定において認定された機械器具設置工事業の総合点数が 890 点以上であること。
- 5) 県企業庁が発注する工事のうち、水道施設工事業に係る競争入札に参加する資格を有する者であること。
- 6) 公称浄水処理能力 1 万 m³以上の浄水場における浄水汚泥の排水処理施設について、機械脱水設備の施工、又は設備本体を納入した実績を有するものであること。
- 7) 工場等における発電設備について、平常時における発電出力の合計が 1,000 kW 以上の天然ガスコージェネレーションシステムの元請施工、又は発電機本体を納入した実績を有するものであること。

2.4.3 注意事項

本内容は、平成 25 年 12 月 24 日時点での（案）であり、入札公告時（平成 26 年 4 月上旬を予定）においては変更となる可能性があります。

2.4.4 応募者の構成員等の変更

応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社が、資格審査通過時点から落札者決定前までの間に上記 2.4.1 及び 2.4.2 を欠くような事態が生じた場合は失格とします。

参加表明書により参加の意思を表明した応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社の変更は原則として認めないこととしていますが、県企業庁が特に認めた場合に限り、代表企業を除く応募グループの構成員及び協力会社については、変更することができるものとします。

2.5 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

2.5.1 審査に関する基本的な考え方

落札者の決定に当たり、県企業庁は、委員会を設置します。

委員会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び応募者から提出された事業提案書の審査を行います。委員会の意見を受けて県企業庁が定める落札者決定基準は、入札説明書等において示します。

また、県企業庁は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定します。

なお、県企業庁又は委員会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがあります。

2.5.2 委員会の構成

委員会は、外部委員 4 名、内部委員 2 名により構成されます。委員の氏名等は入札公告と併せて公表します。

なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定前までに、委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、働きかけを行った場合は失格とします。

2.5.3 審査手順

提案の審査は、資格審査と提案審査の 2 段階で実施します。(詳細は「資料 8 落札者決定基準の考え方」参照)

1) 資格審査

参加表明書とあわせて応募者から提出された資格審査書類をもとに、県企業庁は入札説明書等で示した参加要件、資格要件及び実績についての確認審査を行います。このとき、県企業庁は委員会の委員から意見を聴くことができることとします。

資格審査通過者は、事業提案書を提出することとなります。

なお、提案様式等の詳細については、入札説明書等において示します。

2) 提案審査

7) 基礎審査

県企業庁及び委員会において、入札参加者により提出された事業提案書について、基礎審査事項を充足していることを確認します。

まず県企業庁は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行います。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎的事項の確認の対象とし、範囲外の入札参加者は失格とします。

次いで県企業庁及び委員会は、事業提案書に記載された内容が、本事業の基本的条件及び要求水準について満足していることの確認を行います。

なお、基礎審査項目の詳細については、入札説明書等において示します。

4) 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して、委員会は総合的な評価を行い、最も優秀な提案を行った者を最優秀提案者として選定します。

なお、審査事項は以下のとおりであり、審査基準等の詳細については、落札者決定基準として入札説明書等において示します。

- ・事業の安定性に関する事項
- ・脱水機棟、脱水設備及び場内連絡管の設計・建設及び運営・維持管理業務に関する事項
- ・脱水ケーキの再生利用業務に関する事項
- ・発電機棟及び常用発電設備の設計・建設及び運営・維持管理に関する事項
- ・太陽光発電設備の設計・建設及び運営・維持管理に関する事項
- ・その他提案に関する事項
- ・入札価格に関する事項 等

2.5.4 落札者の決定・公表

県企業庁は、落札者を決定した場合には、その結果を入札参加者に通知するとともに県企業庁 Web サイトで公表します。

2.5.5 事業者の選定

県企業庁と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行います。なお、事業契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定します。ただし、落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行います。

2.5.6 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に、応募者あるいは入札参加者が無い、又はいずれの入札参加者も県企業庁の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由

により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと県企業庁が判断した場合には、事業者を選定せず、この旨を速やかに公表します。

2.6 契約に関する基本的な考え方

2.6.1 基本協定の概要

県企業庁と落札者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成員の本事業における役割に関する事項及び特別目的会社の設立に関する事項等を規定した基本協定を締結します。

2.6.2 特別目的会社の設立等

落札者は、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として本事業の実施を目的とする特別目的会社を事業契約締結前までに愛知県内に設立することとします。なお、設立する特別目的会社は、本事業以外の事業を兼業することはできません。

応募企業又は応募グループの構成員の全ては、当該会社に対して出資するものとし、出資者は構成員のみとすること。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとし、

なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、県企業庁の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできません。

2.6.3 事業契約の概要

事業契約は、施設の設計、建設、運営及び維持管理業務等を包括的かつ詳細に規定する平成49年3月までの契約とする予定です。

2.7 提出書類の取扱い

2.7.1 著作権

県企業庁が示した図書の著作権は県企業庁に帰属します。また、入札参加者が提出した事業提案書の著作権は入札参加者に帰属し、原則として公表しません（愛知県情報公開条例に基づく開示を要する場合を除く。）

2.7.2 特許権等

提案内容に含まれる第三者の特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担します。

ただし、県企業庁が事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合において、仕様書等に第三者の特許権等の対象である旨が明記されておらず、入札参加者が第三者の特許権等の対象であることを知らなかった場合には、県企業庁が責任を負担します。

3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

3.1 リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担することで、より質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計、建設、運営及び維持管理上の責任は、原則として事業者が負うものとします。ただし、県企業庁が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県企業庁が責任を負います。

予想されるリスク及び県企業庁と事業者の責任分担は、原則として「資料1 リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な事項については、事業契約書案に提示します。

3.2 要求する性能等

事業者は入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、施設の機能が十分発揮できるように、施設の設計、建設、運営及び維持管理を行います。

なお、実施方針等に関する質問、意見及び提案の結果を踏まえ、本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、入札説明書等において示します。

3.3 事業者の責任の履行の確保に関する事項

事業者は、事業契約書に従って責任を履行することとします。なお、建設工事の履行を確保するために、履行保証保険等による建設工事期間中の履行保証を行うものとします。

なお、詳細については入札説明書等において示します。

3.4 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

3.4.1 モニタリングの目的

県企業庁は、事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているか確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行います。

3.4.2 モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については事業契約書において定めます。

3.4.3 モニタリングの実施時期及び概要

1) 基本設計・実施設計に関するモニタリング

県企業庁は、事業者によって行われた設計が、事業契約書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。

2) 工事施工に関するモニタリング

事業者は工事監理者を設置して工事監理を行い、定期的に県企業庁から工事施工及び工事監理の状況の確認を受けることとします。また、事業者は、県企業庁が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受けることとします。

3) 工事完成に関するモニタリング

事業者は、施工記録を用意し、現場で県企業庁の確認を受けることとします。この際、県企業庁は、施設の状態が事業契約書に定められた要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。確認の結果、施設の設計又は工事の内容が事業契約書に定めた要求水準及び条件に適合しない場合には、県企業庁は補修又は改造を求めることができるものとします。

4) 運営・維持管理業務に関するモニタリング

県企業庁は、運営・維持管理業務において、定期的にその実施状況を確認します。

5) 財務の状況に関するモニタリング

事業者は、毎年度、公認会計士等による監査を経た財務の状況について、県企業庁に報告することとします。

4. 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1 立地条件に関する事項

区 分	項 目	概 要
犬山浄水場	事業計画地	愛知県犬山市大字犬山字東洞 15 番地
	浄水場敷地面積	184,451m ²
	事業実施敷地面積	約 46,000 m ²
	都市計画用途区分	市街化調整区域
尾張西部浄水場	事業計画地	愛知県一宮市祖父江字南外山 271 番地 (工水)
	浄水場敷地面積	160,258m ² ※1 愛知県稲沢市祖父江町祖父江柳原 86 番地(水道) 愛知県一宮市祖父江字南外山 271 番地 (工水)
	事業実施敷地面積	約 1,000 m ²
	都市計画用途区分	市街化調整区域

※1：上水道（稲沢側）・工業用水道（一宮側）を合わせた全敷地面積

4.2 施設の設計要件等に関する事項

4.2.1 脱水機棟に関する要件

2 浄水場の脱水機棟については、「官庁施設の総合耐震計画及び同解説」（平成 8 年度版）に準拠し、脱水機棟の耐震安全性の分類をⅡ類、重要度係数（Ⅰ）を 1.25 以上とし、脱水設備とともに事業完了後 3 年程度まで使用できる耐久性を有する構造にすること。

犬山浄水場の脱水機棟と発電機棟を合棟とする場合は、重要度係数（Ⅰ）は、1.5 以上とする。

4.2.2 発電機棟に関する要件

発電機棟は、「官庁施設の総合耐震計画及び同解説」（平成 8 年度版）に準拠し、重要度係数（Ⅰ）を 1.5 以上とし、脱水設備とともに事業完了後 3 年程度まで使用できる耐久性を有する構造とすること。

4.2.3 脱水設備に関する主な要件

事業者は、要求水準書で示す計画給水量、計画固形物量、送泥濃度及び送泥量等に基づき、必要な脱水設備の更新を行うこと。

具体的には、脱水設備については次の要件等を満たすこと。

- 1) 無薬注方式とすること。

- 2) 脱水ケーキの再生利用を促進するために適切な含水率を維持できる脱水能力を有すること。
- 3) 脱水機ろ液は、要求水準書の水質規定を満たすこと。
- 4) 犬山浄水場においては、常用発電で生じた排熱を利用すること。

4.2.4 常用発電設備に関する主な要件

事業者は、常用発電設備について、主な要件として次の要件等を満たすこと。

- 1) 9時～17時は3,000kWの発電運転を行い、それ以外の時間帯においてはピークカット発電運転が安定的にできること。
- 2) ブラックアウト時において、浄水場の運営を再開できること。
- 3) 常用発電機は複数台の構成とし、予備機を備えること。

4.2.5 太陽光発電設備に関する主な要件

- 1) 最大出力2.5MW以上の発電能力を有すること。
- 2) FITによる余剰売電を可能とする系統連系を行うこと。
- 3) 経年劣化による出力低下が少ないこと。
- 4) 事業完了後、県企業庁が太陽光発電設備を撤去するが、現時点で廃棄物として処理に問題のない製品を使用すること。

4.3 脱水ケーキの再生利用

事業者は、2浄水場の排水処理に伴い発生する脱水ケーキの全量を、事業期間中、自らの提案にしたがって再生利用します。(詳細は「資料6 脱水ケーキの再生利用業務について」参照)

浄水場の排水処理施設等の中で行える脱水ケーキの加工作業は、脱水ケーキの乾燥、破碎、造粒、袋詰め等の工程までとし、浄水場外から水道汚泥以外の原料を搬入して混合するような加工はできません。

4.4 生活環境影響調査

本事業における施設整備は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条に基づく「生活環境影響調査」の対象となります。事業者は本事業の「生活環境影響調査」を実施することとします。

なお、本事業は環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの対象にはなりません。

5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

5.1 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、県企業庁と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従うものとしめます。

5.2 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

6.1 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。

6.2 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約の規定に従い次の措置をとることとします。

6.2.1 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが事業契約書等に定める県企業庁の要求水準を下回る場合、その他事業契約書に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合、県企業庁は、事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることとします。

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、県企業庁は、事業契約を解除することができます。

6.2.2 県企業庁の事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができます。

6.2.3 その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

県企業庁及び事業者は、事業契約書に具体的に列挙した事由に対して、事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じます。

6.3 融資機関と県企業庁との協議

事業の継続性を確保する目的で、県企業庁は、事業者に対し資金供給を行う融資機関と協議を行い、直接協定（ダイレクトアグリーメント）を締結する予定です。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7.1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では法制上及び税制上の優遇措置はありませんが、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、事業契約書の定めに従い、県企業庁と事業者で協議を行います。

7.2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業の一部施設は国庫補助金の補助対象とする予定であるため、県企業庁は事業者に対し、支払う対価の一部に一時支払金として国庫補助金相当額を充てる場合があります。

なお、事業者は県企業庁が国庫補助金の申請業務等を行う場合は、これに協力し、検査業務についても協力することとします。

7.3 その他の支援に関する事項

県企業庁は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて支援を行います。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

8.1 情報提供

本事業に関する情報提供は、県企業庁 Web サイトを通じて適宜行います。

8.2 入札に伴う費用の負担

本事業の入札に係る費用は、すべて応募者の負担とします。

8.3 問合せ先

愛知県企業庁水道事業課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話（ダイヤルイン） 052-954-6683

メールアドレス kigyo - suiiji@pref.aichi.lg.jp

URL <http://www.pref.aichi.jp/suido/>

実施方針等に関する説明会（参加申込書）

「犬山浄水場始め2浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業」の実施方針等に関する説明会への参加を申し込みます。

会社名	
所属	
所在地	
担当者名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	
参加者氏名 (2名まで)	

※記入上の注意

- ・提出方法は、電子メール(ファイル添付)にて愛知県企業庁水道事業課に提出のこと。電子メールの件名欄に必ず、「【犬山浄水場等 PFI】実施方針等に関する説明会」と記入し、メール送信後に必ず確認の電話をすること。
- ・ファイル形式は Microsoft Excel とすること。

実施方針等に関する質問書

「犬山浄水場始め2浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業」の実施方針等について、以下のとおり質問を提出します。

会社名	
所在地（住所）	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
連絡先	電話番号
	F A X 番号
	電子メール

No.	資料名	質問事項 (タイトル)	対応員	対応箇所						質問内容	公表の承認
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

※記入上の注意

- ・ 同じ内容の質問を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問として記入すること。
- ・ 質問が多い場合は、行を適宜追加すること。
- ・ 行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式の変更は行わないこと。

- ・公表の承認の欄に、質問内容を公表してもよい場合は○、公表を望まない場合は×を記入すること。
- ・提出方法は、電子メール(ファイル添付)にて愛知県企業庁水道事業課に提出のこと。電子メールの件名欄に必ず、「【犬山浄水場等 PFI】実施方針等に関する質問書」と記入し、メール送信後に必ず確認の電話をすること。
- ・ファイル形式は Microsoft Excel とすること。
- ・添付資料がある場合のファイル形式は PDF とすること。

実施方針等に関する意見・提案書

「犬山浄水場始め2浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業」の実施方針等について、以下のとおり意見・提案書を提出します。

会社名		
所在地（住所）		
担当者所属・役職		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	FAX番号	
	電子メール	

No.	資料名	意見・提案事項 (タイトル)	対応頁	対応箇所						意見・提案内容	公表の承認
				1 2等	1.1 1.2等	1.1.1 1.1.2等	1) 2)等	ア) イ)等	i) ii)等		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

※記入上の注意

- ・同じ内容の意見・提案を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の意見・提案として記入すること。
- ・意見・提案が多い場合は、行を適宜追加すること。
- ・行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式の変更は行わないこと。
- ・公表の承認の欄に、意見・提案内容を公表してもよい場合は○、公表を望まない場合は×を記入すること。

- ・提出方法は、電子メール(ファイル添付)にて愛知県企業庁水道事業課に提出のこと。電子メールの件名欄に必ず、「【犬山浄水場等 PFI】実施方針等に関する意見・提案書」と記入し、メール送信後に必ず確認の電話をすること。
- ・ファイル形式は Microsoft Excel とすること。
- ・添付資料がある場合のファイル形式は PDF とすること。
- ・メール 1 件あたりの容量は、1MB までとすること。

第 1 回現地見学会（参加申込書）

「犬山浄水場始め 2 浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業」の第 1 回現地見学会への参加を申し込みます。

会社名	
所属	
所在地	
担当者名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	
参加者氏名 (3 名まで)	

※記入上の注意

- ・提出方法は、電子メール(ファイル添付)にて愛知県企業庁水道事業課に提出のこと。電子メールの件名欄に必ず、「【犬山浄水場等 PFI】第 1 回現地見学会」と記入し、メール送信後に必ず確認の電話をすること。
- ・ファイル形式は Microsoft Excel とすること。

汚泥提供申込書

事業者名			
責任者名 (運搬から処分まで)			
連絡先	所在地		
	電話番号		
	非常時の連絡先		
	F A X 番号		
	メールアドレス		
浄水場		犬山浄水場	尾張西部浄水場
汚泥提供希望日時		月 日 () 時	月 日 () 時
希望する汚泥の量			
汚泥の運搬方法等	汚泥運搬先 (実験場所)		
	運搬方法		
	運搬車両型 式・容量		
	その他留意 点等		
脱水実験 等後の 汚泥の処 分方法	処分予定日		
	処分方法		
	処分先		
	処分業者		

※提出方法は、電子メール（ファイル添付）にて愛知県企業庁水道事業課に提出のこと。
 電子メールの件名欄に必ず、「【犬山浄水場等 PFI】汚泥提供」と記入し、メール送信後に必ず確認の電話をすること。なお、ファイル形式は Microsoft Word とすること。
 ※汚泥の搬出から処分まで責任を負う者を明記すること。また、責任者は汚泥提供場所に必ず立ち会うこと。

- ※汚泥の運搬方法及び脱水実験等後の処分方法については、具体的に記載すること。当該項目の記載内容が不明瞭又は不適切な場合は汚泥を提供できないことがある。
- ※提供する汚泥は、事業者の負担と責任において適正に処分する事。
- ※各浄水場が発行するマニフェスト伝票を処分後に提出すること。

資料1 リスク分担表（案）

リスクの種類	No.	リスクの内容	分 担 者		
			県企業庁	事業者	
共通	入札説明書等リスク	1	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの	○	
	契約リスク	2	県企業庁と事業者との間で契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合	○	○
	要求性能未達リスク	3	要求性能不適合（施工不良含む）		○
	施設瑕疵リスク	4	事業期間開始前から存した施設の瑕疵	○	
		5	事業期間中に生じた施設の瑕疵		○
	法制度リスク	6	本事業に直接関係する法制度の変更	○	
		7	本事業のみならず、広く一般的に適用される法制度の変更		○
	許認可リスク	8	許認可の遅延に関するもの（県企業庁申請分）	○	
		9	許認可の遅延に関するもの（事業者申請分）		○
	税制度リスク	10	法人の利益にかかる税制度の変更によるもの（法人税率等）		○
		11	その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更又は消費税の変更によるもの	○	
	住民対応リスク	12	施設の設置に対する住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの	○	
		13	事業者による工事、調査及び施設の運営に起因する住民対応に関するもの		○
	環境問題リスク	14	有害物質の排出・漏洩・工事に伴う水枯れ、悪臭、環境協定違反等		○
	第三者賠償リスク	15	事業者が行う業務に起因する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等		○
	債務不履行リスク	16	事業者の事業放棄、破綻によるもの及び無許可での事業者（構成員）の変更		○
		17	県企業庁側の債務不履行、当該サービスが不要になった場合等	○	
	安全の確保リスク	18	設計、施工、運営・維持管理における安全の確保に関するもの		○
	資金調達リスク	19	金融機関からの資金調達に関するもの		○
	国庫補助金リスク	20	国庫補助金の支払いに関するもの	○	
	構成員・協力企業のリスク	21	構成員及び協力企業の能力不足等による事業悪化によるもの		○
	不可抗力リスク	22	戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他の自然的又は人為的な現象のうち通常予見可能な範囲を超えるもの	○ ※1	△ ※1
	金利リスク	23	排水処理施設及び発電施設の整備業務に係る対価の割賦払金の金利の変動	○	○
	物価リスク	24	物価の変動	○	○
計画設計業務	測量・調査リスク	25	県企業庁が実施した測量・調査に関するもの	○	
		26	事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	計画設計リスク	27	要求水準書の提示条件の不備、変更に関するもの	○	
		28	事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの		○
	応募リスク	29	応募費用に関するもの		○

リスクの種類	No.	リスクの内容	分担者			
			県企業庁	事業者		
建設業務	用地リスク	30	地中障害物や土壌汚染その他予見できないことに関するもの	○		
	工事遅延リスク	31	県企業庁の責めによる工事の遅延に関するもの	○		
		32	事業者の責めにより工事が契約に定める工期より遅延する、又は完工しない場合		○	
	工事監理リスク	33	工事施工監理に関するもの		○	
	工事費増大リスク	34	県企業庁の指示、変更に起因する工事費の増大	○		
		35	上記以外の要因による工事費の増大		○	
	設計変更リスク	36	要求水準書の提示条件の不備、変更に関するもの	○		
37		事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの		○		
運営・維持管理業務等	契約変更リスク	38	県企業庁の責めによる事業内容の変更に関するもの	○		
	維持管理リスク	施設損傷・劣化リスク	39	施設損傷・劣化リスクのうち、県企業庁の帰責事由によるもの	○	
			40	施設損傷・劣化リスクのうち、県企業庁の帰責事由によらないもの		○
	運営リスク	契約変更リスク	41	県企業庁の責めによる事業内容の変更に関するもの	○	
			需要変動リスク	42	汚泥量の変動に起因する運営費の増大・減少	○
		43		汚泥の質に起因する運営費の増大・減少	○	△
		44		原水の量の変動に起因する発電量の増大・減少	○	△
		45		日射量の変動に起因する発電量の増大・減少	○	
		46		事業者の責めに起因する発電量の増大・減少		○
		運営コストリスク	47	県企業庁の責めによる事業内容の変更等に起因する業務量及び運営費の増大	○	
			48	事業者の責めに起因する業務量及び運営費の増大		○
		事故リスク	49	県企業庁が行う業務に関する事故等	○	
			50	事業者が行う業務に関する事故等		○※2
	火災リスク	51	県企業庁が行う業務に関する火災等	○		
		52	事業者が行う業務に関する火災等		○※2	
	脱水ケーキの再生利用リスク	53	有価可能利用量の範囲内での脱水ケーキ発生量の変動に起因する2浄水場の脱水ケーキの再生利用業務費の増大・減少		○	
54		有価可能利用量を超える脱水ケーキ発生量の変動に起因する2浄水場の非有価利用の脱水ケーキ処理費の増大	○			
脱水ケーキの品質リスク	55	脱水ケーキの品質の低下にかかるリスク	△	○		
終了時	施設性能リスク	56	事業期間終了時における要求性能水準の保持		○	
	終了手続きリスク	57	事業の終了に伴う諸費用の発生及び事業会社の清算に必要な費用		○	

【凡例】負担者 ○：主分担、△：従分担

※1 原則、県企業等負担とし、一定の割合までは事業者が負担する。

※2 第三者による事故・火災等の場合には、事業者の管理業務の懈怠によって引き起こされたリスクも含む。

資料2 関係資料閲覧のお知らせ

本事業の実施に必要な関係資料を次により公開しますので、必要に応じて閲覧すること。

2-1 閲覧資料

別紙1 犬山浄水場運転実績

別紙 1.1 犬山浄水場管理年報 (H20～H24)

別紙 1.2 犬山浄水場管理月報 (H20.4月～H25.3月)

別紙 1.3 犬山浄水場発生土処理月報 (H20.4月～H25.3月)

別紙2 尾張西部浄水場運転実績

別紙 2.1 尾張西部浄水場管理年報 (H20～H24)

別紙 2.2 尾張西部浄水場管理月報 (H20.4月～H25.3月)

別紙 2.3 尾張西部浄水場発生土処理月報 (H20.4月～H25.3月)

別紙3 脱水ケーキ成分分析表 (H22～H24年度)

別紙 3.1 犬山浄水場脱水ケーキ成分分析表 (H22～H24年度)

別紙 3.2 尾張西部浄水場脱水ケーキ成分分析表 (H22～H24年度)

別紙4 既設完成図書

別紙 4.1 犬山浄水場既設完成図書

別紙 4.2 尾張西部浄水場既設完成図書

別紙5 電気設備分界点概念図

別紙 5.1 犬山浄水場電気設備分界点概念図

別紙 5.2 尾張西部浄水場電気設備分界点概念図

別紙6 機械設備分界点概念図

別紙 6.1 犬山浄水場機械設備分界点概念図

別紙 6.2 尾張西部浄水場機械設備分界点概念図

別紙7 関連施設運転管理現況概要

別紙 7.1 犬山浄水場関連施設運転管理現況概要

別紙 7.2 尾張西部浄水場関連施設運転管理現況概要

別紙8 地質調査資料

別紙 8.1 犬山浄水場

別紙 8.2 尾張西部浄水場

【平成20年度 尾張西部浄水場(工水)地質調査業務委託報告書】(別添CDR)

別紙9 参考資料

別紙9.1 脱水ケーキ取引先

別紙9.2 犬山浄水場 導水ポンプ起動電流測定結果

添付CDR

添付1 犬山浄水場TS測量CADデータ

添付2 犬山浄水場電力消費量データ

添付3 尾張西部浄水場電力消費量データ

添付4 平成20年度 尾張西部浄水場(工水)地質調査業務委託報告書

2-2 閲覧方法

2-2-1 閲覧期間・時間

平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)(ただし、土・日・祝日、年末年始は除く。)

午前10時～午後5時(ただし、正午から午後1時までを除く。)

2-2-2 閲覧場所・問い合わせ先

愛知県企業庁水道事業課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話(ダイヤルイン)052-954-6683

メールアドレス kigyo - suiiji@pref.aichi.lg.jp

2-2-3 その他

閲覧は予約制とします。閲覧希望者は、事前に上記問い合わせ先に連絡の上、資料を閲覧すること。また、閲覧資料を貸し出すことも可能(最大24時間)なので、閲覧資料貸出希望者はその旨もあわせて事前に連絡すること。

閲覧期間終了後に閲覧を希望する場合は、犬山浄水場又は尾張西部浄水場に問い合わせること。

資料3 脱水実験等に使用する汚泥の提供について

応募者が、汚泥を使用して脱水実験等を行うことを希望する場合、以下の手続きより汚泥を提供します。

3-1 申込み

平成 25 年 12 月 24 日（火）から事業提案書の提出 2 日前まで（必着）に、汚泥提供申込書（様式 5）に必要事項を記載の上、電子メールにより申し込むこととします。電子メールの件名欄に必ず、「【犬山浄水場等 PFI】汚泥提供」と記入し、メール送信後に必ず確認の電話をすること。

3-2 申込み先

愛知県企業庁水道事業課

メールアドレス kigyo - suiiji@pref.aichi.lg.jp

電話（ダイヤルイン）052-954-6683

3-3 費用負担等

汚泥は無料で提供しますが、各浄水場からの汚泥の採取、運搬及び処分等に必要な機器類の使用料等一切の費用は応募者が負担するものとします。

3-4 提供場所及び提供期間

汚泥は各浄水場排水処理施設内で提供します。採取場所については現地職員の指示によるものとします。日時については希望に沿えない場合は各浄水場から応募者あてに連絡をします。

平成 25 年 12 月 24 日（火）～事業提案書の提出前日

午前 10 時～午後 3 時（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

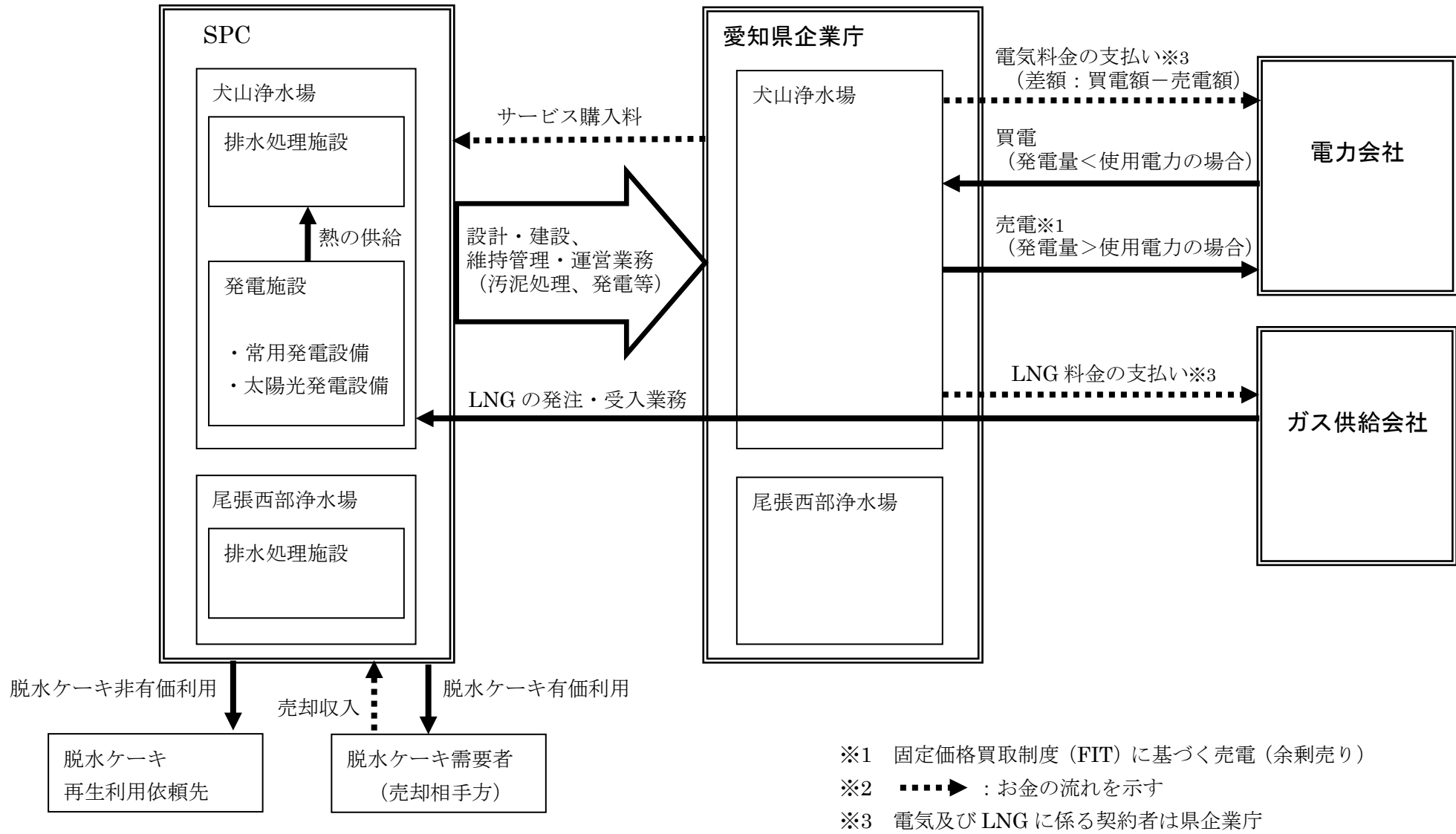
3-5 注意事項

県企業庁から脱水実験のために提供される汚泥については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に従い、適正に運搬、管理及び処分を行うこととします。

各浄水場が発行するマニフェスト伝票を処分後に提出することとします。

提供する汚泥の量は原則として事業者の希望する量を提供しますが、排水処理業務の都合等で希望に沿えないこともあります。

資料4 事業スキーム図



資料5 サービス購入料の支払いについて

5-1 サービス購入料の構成

各業務に係るサービス購入料は図表 5-1 に示す各業務により構成されます。

図表 5-1 サービス購入料の内容

サービス購入料の内容	大分類	中分類	小分類
設計・建設業務に係る対価	共通	開業業務等	<ul style="list-style-type: none"> ・運営・維持管理業務に必要な手続き（各種申請業務等） ・開業費、建中金利、融資組成手数料、保険料、割賦金利、その他排水処理施設及び発電施設の整備業務に必要な費用
		排水処理施設	設計業務
	建設業務		<ul style="list-style-type: none"> ・工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等） ・生活環境影響調査 ・脱水機棟、脱水設備及び場内連絡管等の建設 ・外構整備 ・工事監理 ・竣工後に県企業庁が行う検査等への協力
	常用発電設備	設計業務	<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査及びその関連業務 ・発電機棟及び常用発電設備の設計
		建設業務	<ul style="list-style-type: none"> ・工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等） ・生活環境影響調査 ・発電機棟及び常用発電設備の建設 ・外構整備 ・工事監理 ・竣工後に県企業庁が行う検査等への協力
	太陽光発電設備	設計業務	<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査及びその関連業務 ・太陽光発電設備の設計
		建設業務	<ul style="list-style-type: none"> ・工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等） ・生活環境影響調査 ・太陽光発電設備の建設 ・外構整備 ・工事監理 ・竣工後に県企業庁が行う検査等への協力

運営・維持管理業務に係る対価	排水処理施設の運営・維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 排水処理施設の運転管理 設計・建設業務の対象施設の維持管理（点検、保守、修理、改良その他一切の管理業務） PFI 事業範囲の外構の維持管理 PFI 事業範囲の管理 排泥池の汚泥移送・濃縮槽からの汚泥引き抜き業務（運転・計量、日常点検等の管理業務） 脱水ケーキの管理 事業完了時における県企業庁への引継ぎ
	脱水ケーキの再生利用業務	<ul style="list-style-type: none"> 脱水ケーキの再生利用
	常用発電設備の運営・維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 常用発電設備の運転管理 設計・建設業務の対象施設の維持管理（点検、保守、修理、改良その他一切の管理業務） PFI 事業範囲の外構の維持管理 PFI 事業範囲の管理
	太陽光発電設備の運営・維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備の運転管理 太陽光発電設備の維持管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務） PFI 事業範囲の管理
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 見学者対応 S P C 事務経費、運営・維持管理業務にかかる保険料、その他運営・維持管理業務に必要な費用

5-2 設計・建設業務に係る対価

設計・建設業務に係る対価として、割賦支払金により事業者を支払います。ただし、国庫補助事業としたものについては、補助金相当額を当該年度に一時支払金として事業者を支払います。

応募者は、当該業務に係る対価（消費税及び地方消費税を含まず）の額とスプレッドを提案するものとします。

5-2-1 割賦支払金

5-2-1-1 割賦支払金の構成

排水処理施設及び発電施設の整備業務に係る対価を割賦支払金の元本とし、割賦支払元本と割賦支払利息の合計額に、割賦支払元本に対する消費税及び地方消費税相当額を上乗せした額を、割賦支払金額とします。

割賦支払利息の算定に用いる利率は、基準金利と落札者が提案したスプレッドを合計した率とします。

5-2-1-2 支払時期及び支払額

図表 5-2 に従い、割賦支払金を年四回支払うこととします。

図表 5-2 割賦支払金の支払概要

支払時期	支払額
平成 29 年 4 月～平成 39 年 3 月	元本の 10/20 の金額を 10 年間で元利均等返済する額＋ 元本の 10/20 に対する金利
平成 39 年 4 月～平成 49 年 3 月	元本の 10/20 の金額を 10 年間で元利均等返済する額

5-2-1-3 基準金利

東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年もの（円－円）金利スワップレートとします。

基準金利を決定する基準日は平成 29 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前とします。

その後、基準金利は平成 39 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前に、東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年もの（円－円）金利スワップレートに改定します。

5-3 運営・維持管理業務に係る対価

5-3-1 排水処理施設及び発電施設等の運営・維持管理業務

排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価は、汚泥量によらず一定となる固定費と、汚泥量の増減と連動する変動費からなるものとします。

脱水ケーキの再生利用業務において脱水ケーキ処理単価に有価可能利用量を上回る脱水ケーキ発生量を乗じて算出される脱水ケーキの在庫処分費用は、変動費に含みます。

応募者は固定費、変動費、脱水ケーキ処理単価及び有価可能利用量を提案するものとします。

固定費、変動費及び有価可能利用量は、年度ごとに区切って係る費用及び量（t-ds）を提案し、脱水ケーキ処理単価は、処理量（t-ds）当たりの単価を提案することとします。

排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価の支払いのもととなる汚泥処理量は、2 浄水場の濃縮槽以降に設ける流量計と定期的に計測する汚泥濃度から求めた乾燥重量（t-ds）を基本とします。

常用発電設備の運営・維持管理業務に係る対価は発電量によらず一定となる固定費と、発電量の増減と連動する変動費からなるものとします。変動費は 9 時～17 時以外の運転（ピークカット運転）の運転時間に応じた金額になります。ピークカット運転にかかる時間当たりの単価は事業者の提案によります。また、非常時における発電については、発電に要した費用を県企業庁が支払うことから、事業者は発電に要した費用を証明することとします。

太陽光発電設備の運営・維持管理業務に係る対価は固定費になります。

このほか変動費として、電気料金及び下水道料金は利用料に応じて運営・維持管理業務に係る対価より差し引きます。

5-3-1-1 支払時期及び支払対象額

平成 29 年度第 1 四半期（平成 29 年 4 月 1 日～6 月 30 日）を初回として、以降年 4 回、平成 48 年度第 4 四半期（平成 49 年 1 月 1 日～3 月 31 日）までの 80 回の支払とします。

5-3-1-2 対価の改定

固定費、変動費、脱水ケーキ処理単価及び常用発電のピークカット運転に係る時間当たりの単価は、物価変動に基づき改定するものとし、落札者が提案する金額に物価変動（指定インデックスは入札説明書等で示します。）を勘案して定める額とします。

5-3-1-3 電気料金、ガス料金及び上下水道料金

5-3-1-3-1 電気料金

県企業庁が契約者となり、県企業庁から事業者に分電するため、原則、使用料相当額を運営・維持管理業務に係る対価より差し引きます。

5-3-1-3-2 ガス料金等

県企業庁が調達する LNG は発電以外には使用できませんので、ガスが必要となる場合は、事業者がプロパンガス供給会社等と契約しガス料金を支払うものとします。

5-3-1-3-3 上下水道料金

水道は、太陽光パネルの冷却等で大量に上水を使用する場合等を除き、本事業で必要となる上水は原則、各浄水場より無償で提供します。

下水は、2 浄水場共に未普及です。事業者のトイレ・流し等の事務所排水は、浄水場合併処理槽への接続も設計によっては認めます。この場合、浄水場合併処理槽の維持管理費は人数割りで事業者も負担することとし、サービス購入料のうち運営・維持管理業務に係る対価から差し引くことで精算します。脱水機等の洗浄排水等の事業用排水は、原則、浄水場排水池への接続を認めます。ただし、その排水水質は、油類が混入する等、浄水処理に影響を与えるものであってはいけません。

5-3-1-3-4 通信料金

事業者は外線が必要な場合、通信事業者と直接契約して、外線を引き込むこととします。なお、この場合、浄水場内の通信ケーブルの占有を認めます。

5-3-2 脱水ケーキの再生利用業務に係る対価

「資料 6 脱水ケーキの再生利用業務について」に示すとおり、県企業庁は浄水場から発生する汚泥の全量について、事業者へ再生リサイクル（脱水）を委託します。事業者は、リサイクルした脱水ケーキを有価販売し、その収入は事業者へ帰属します。

また、脱水ケーキ発生量が、事業者が提案する有価利用可能量を上回った場合については、その量に応じて県企業庁は脱水ケーキの在庫処分に係る対価を支払います（詳細は「資料 6」参照）。

資料6 脱水ケーキの再生利用業務について

6-1 脱水ケーキの再生利用

6-1-1 再生利用

事業者は、浄水場から発生した汚泥全量の再生リサイクルを県企業庁から受託します。汚泥を再生した脱水ケーキは、6-3-3に基づき埋め立て処分されたものを除き再生利用するものとします。再生利用とは、脱水ケーキを製品の原材料等の有用物として利用することをいい、再生利用の方法は、有価利用と非有価利用に分けられます。

6-1-2 有価利用

有価利用は、事業者が自らの責任と費用で脱水ケーキを園芸用土等として販売することをいい、その収入は事業者に帰属するものとします。

6-1-3 非有価利用

非有価利用は、売れ残った脱水ケーキを事業者の責任と費用で舗装材、埋戻し材等へ再生利用することをいいます。ただし、脱水ケーキの再生利用業務に相当する費用は、次により、県企業庁が負担するものとします。脱水ケーキ発生量が、事業者が提案する有価利用可能量を上回った場合については、その量に応じて県企業庁が脱水ケーキの在庫処分に係る対価を支払います。

6-2 脱水ケーキの再生利用に係る費用

6-2-1 有価利用可能量

入札参加者は、浄水場で発生する脱水ケーキの有価利用可能量（t-ds/年）を提案することとします。

浄水場で発生する脱水ケーキについては、平成 22 年度～平成 24 年度の県企業庁による 1 年間の有価利用実績値の平均値を上回る量を、事業者による有価利用可能量として提案するものとします。平成 22 年度～平成 24 年度の県企業庁による脱水ケーキの有価利用実績値の平均値は 1,700t-ds/年（比重を 1 として発生土の実績の（m³/年）と（ds-t/年）から算出。2 浄水場合計）です。

6-2-2 脱水ケーキ処理単価

入札参加者は、非有価利用による脱水ケーキ処理単価（円/t-ds）を提案すること。なお、入札参加者が提案する脱水ケーキ処理単価は、39,900 円/t-ds（消費税及び地方消費税は含まず。）以下であることを条件とします。

※脱水ケーキ処理単価の上限（39,900 円/t-ds）について

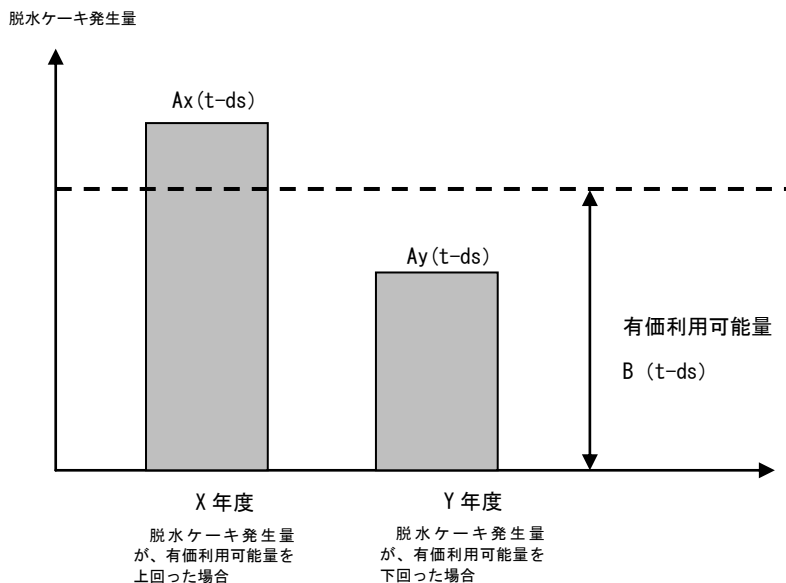
平成 22 年度～平成 24 年度の各年度の脱水ケーキ処理単価を、比重を 1 として発生土の実績値の (m³/年) と (ds-t/年) から t-ds ベースに換算し、その 3 カ年の平均値になります。

6-2-3 県企業庁が支払う脱水ケーキの再生利用業務に係る対価

県企業庁が支払う脱水ケーキ再生利用業務に係る対価は、当該事業年度における脱水ケーキ発生量（適正に脱水処理されたことが確認できた量）が有価利用可能量を上回った場合に、上回った量に 6-2-2 の脱水ケーキ処理単価を乗じて求めた金額（以下、「脱水ケーキの再生利用業務に係る年間対価」という。）に消費税及び地方消費税を上乗せした額とします。

当該事業年度における脱水ケーキ発生量が、有価利用可能量を下回った場合、県企業庁は非有価利用が行われないものとみなし、脱水ケーキの再生利用業務に係る年間対価を支払いません。

図表 6-1 脱水ケーキの再生利用業務に係る年間対価の計算方法



X 年度の支払対価(円) = (Ax - B) × 脱水ケーキ処理単価

Y 年度の支払対価(円) = なし

6-2-4 脱水ケーキの再生利用業務に係る対価の支払い方法

当該事業年度において脱水ケーキ発生量（適正に脱水処理されたことが確認できた量）が有価利用可能量を上回った場合に支払われる、脱水ケーキの再生利用業務に係る年間対価は、各事業年度の第 1 四半期～第 3 四半期においては、当該四半期に発生した脱水ケーキの量（適正に脱水処理されたことが確認された量をいう。）(t-ds) に図表 6-2 の算定式及

び事業提案書に基づいて暫定的に決定する支払単価（円／t-ds）を乗じた額（以下、「当該四半期暫定額」という。）に、消費税及び地方消費税を上乗せした額を、県企業庁は事業者に対して支払うものとします。

各事業年度の第4四半期においては、(i)上記四半期に発生した脱水ケーキの量（t-ds）に図表 6-2 の算定式及び事業提案書に基づいて暫定的に決定する支払単価（円／t-ds）を乗じた額により当該四半期暫定額を計算するほか、(ii)当該事業年度において県企業庁が事業者に対して支払うべき脱水ケーキの再生利用業務に係る対価を計算します。

県企業庁は、当該事業年度の第1四半期～第4四半期の各当該四半期暫定額の合計額と、当該事業年度における脱水ケーキの再生利用業務に係る年間対価を比較し、その過不足金額を当該事業年度の第4四半期における脱水ケーキの再生利用業務に係る対価の支払時において精算するものとします。

図表 6-2 脱水ケーキの再生利用業務に係る対価の支払い方法

CD_t : 当該事業年度の脱水ケーキの再生利用業務に係る年間対価（円/年）
 CD_t' : 当該事業年度の第1～第4四半期の各当該四半期暫定額の合計額（円/年）
 A_t : 当該事業年度の脱水ケーキ発生量（t-ds/年）
 A_t' : 当該事業年度の脱水ケーキ発生予測量（t-ds/年）
 ※当該事業年度の過去5年間における年間脱水ケーキ発生量の最大値とする。
 B : 6-2-1 に定める有価利用可能量（t-ds）
 C : 6-2-2 に定める脱水ケーキ処理単価（円/t-ds）
 D' : 事業者の提案により暫定的に決定する支払単価（円/t-ds）
 a_{t1} : 当該事業年度の第1四半期の脱水ケーキ発生量（t-ds）

$$CD_t = C (A_t - B)$$

$$CD_t' = D' \cdot a_{t1} + D' \cdot a_{t2} + D' \cdot a_{t3} + D' \cdot a_{t4}$$

なお、 $D' = C (A_t' - B) / A_t'$

$D' \cdot a_{t1}$: 当該事業年度の第1四半期に暫定的に支払う対価
 $D' \cdot a_{t2}$: 当該事業年度の第2四半期に暫定的に支払う対価
 $D' \cdot a_{t3}$: 当該事業年度の第3四半期に暫定的に支払う対価

$CD_t \neq CD_t'$ となる場合、当該事業年度の第4四半期における脱水ケーキの再生利用業務に係る対価の支払時に過不足金額を精算する。

なお、脱水ケーキの再生利用業務に係る対価の支払い手続きは、資料 5「サービス購入料について」における運営・維持管理業務に係る対価の支払い手続きを準用するものとします。

6-3 市場変動への対応等

6-3-1 有価利用可能量の改定

上記 6-2-1 に規定する有価利用可能量は、契約者の一方の申し出により 3 年ごとに改定することができるものとします。

その際、有価利用可能量の改定を要請する者は、改定の正当性を証する書類（有価利用の市場の縮小等を証する書類等）を事業契約書に基づいて設置する関係者協議会に提出するものとし、同協議会において合理的に認められた場合に限り、次年度より改定するものとします。

6-3-2 非有価利用による脱水ケーキ処理単価の改定

上記 6-2-2 に規定する非有価利用による脱水ケーキ処理単価は、契約者の一方の申し出により関係者協議会において 3 年ごとに改定できるものとします。

その際、非有価利用による脱水ケーキ処理単価の改定を要請する者は、改定価格の正当性を証する書類（愛知、岐阜、三重の県営浄水場における処理費用の変動等を証する書類等）を事業契約書に基づいて設置する関係者協議会に提出するものとし、関係者協議会において合理的に認められた場合に限り、次年度より改定するものとします。

なお、事業期間中、事業者が利用方法を提案し、それにより非有価利用による脱水ケーキ処理単価が低下した場合には、事業者の利益とします。また、事業期間中、県企業庁が利用方法を提案し、それにより非有価利用による脱水ケーキ処理単価が低下した場合には、関係者協議会によって県企業庁及び事業者双方の利益となるよう、脱水ケーキ処理単価を見直します。

6-3-3 再生利用市場の消失

事業者は、「再生利用市場の消失」（以下に定義する。）の可能性があると判断した場合には、すみやかに県企業庁に通知して別紙 7「モニタリングの実施とサービス購入料の減額と支払停止について」7-2-2-4②に示す最終処分場への埋め立ての許可を求めるものとし、県企業庁は「再生処理市場の消失」に該当するか否かを判断し、これに該当する場合はかかる最終処分場への埋め立てを許可するものとします。

なお、「再生利用市場の消失」とは、合理的な条件における再生利用先が存在しない状態を意味するものとし、具体的な判断基準については、当該時点の市場環境、技術水準、景気等の状況を勘案して県企業庁が決定するものとします。

6-4 脱水ケーキの再生利用に係る諸手続き

6-4-1 脱水ケーキの所有権等

脱水ケーキの所有権は、事業者に帰属します。

6-4-2 脱水ケーキの全量再生利用の確認方法

6-4-2-1 浄水場での確認方法

業務日報及び業務報告書により脱水ケーキの発生量を把握し、売却相手方又は再生利用依頼先が受け入れた脱水ケーキの量を証明する書類との照合によって、本事業で発生した浄水場の脱水ケーキが、全量再生利用されたこと（ただし、上記6-3-3に基づき埋め立て処分されたものを除く。）の確認を行います。脱水ケーキの発生から売却相手方又は再生利用依頼先への搬入までに一時保管等を行う場合には、その保管量についても確認を行います。なお、脱水ケーキ量の確認は乾燥重量に換算した数値で行うものとします。

$$\text{脱水ケーキの発生量} = \text{売却相手方} \cdot \text{再生利用依頼先の受入脱水ケーキ量} + \text{保管量}$$

6-4-2-2 有価利用量と非有価利用量の確認方法

6-4-2-2-1 有価利用量の確認

事業者は脱水ケーキの売却相手方より「有価利用状況を証明するに足りる書類（買取証明書）」の発行を受けるものとします。買取証明書はモニタリングにおいて確実に有価利用できたことを確認する際に使用します。

6-4-2-2-2 非有価利用量の確認

非有価利用分については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、事業者が排出事業者としてマニフェストを発行します。モニタリングでは、事業者が回収したマニフェスト伝票の写しの提出をもって、脱水ケーキが適切に処理されたことを確認します。

資料7 モニタリングの実施とサービス購入料の減額及び支払停止について

7-1 モニタリングの実施

県企業庁は、本事業の各段階における業務実施状況を監視し、事業者が事業契約に定められた業務を確実に遂行し、かつ要求水準に適合しているか確認を行います。

7-1-1 モニタリングの種類

県企業庁は、以下の各段階においてモニタリングを実施します。

- ① 基本設計・実施設計に関するモニタリング
- ② 工事施工に関するモニタリング
- ③ 工事完成に関するモニタリング
- ④ 運営・維持管理に関するモニタリング
- ⑤ 財務の状況に関するモニタリング

7-1-2 要求性能確認計画書等の作成

事業者は、事業の実施に当たり、事業契約書、要求水準書、事業者提案等で定められた規定や水準等及び提案内容の内容を満たしているかを自ら検証するセルフモニタリングを実施します。

セルフモニタリングは、各業務の実施前に事業者が策定する要求性能確認計画書に基づき実施することとし、事業者は、セルフモニタリングの結果を要求性能確認報告書として整理し、原則として、月1度、県企業庁へ提出・報告することとします。提出・報告方法の詳細は、企業庁と事業者が協議を行い決定します。

セルフモニタリングの結果、是正すべき事項が確認された場合は、事業者は迅速かつ確実にその是正を行うものとします。

また、県企業庁は、事業者から受領した要求性能確認報告書と県企業庁が作成したモニタリング実施計画書等に基づき、事業者が実施した業務の内容が、事業契約書、要求水準書、事業者提案等で定められた規定や水準等及び提案内容を満たしているかモニタリングを行います。その結果、是正すべき事項が確認された場合は、事業者は県企業庁の指示に従い、迅速かつ確実にその是正を行うものとします。県企業庁が行うモニタリングの方法は、7-1-4に示すとおりです。

なお、要求性能確認計画書と要求性能確認報告書の内容は次のとおりとしますが、詳細は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の着手前までに県企業庁と事業者が協議のうえ決定することとします。

名称	内容等
要求性能確認計画書	事業者が要求水準書や事業者提案等に従い業務を実施するにあたり、事業者が達成しなければならない要求水準を確保するための管理方法（事業契約書、要求水準書、事業者提案等で定められた規定や水準等及び提案内容を満たしているかを自ら検証する方法、検証結果を県企業庁へ報告する方法や報告時期等）を整理したもの。
要求性能確認報告書	事業者が実施した業務が要求水準を満足しているかについて、自己評価、自己評価の理由、評価の根拠資料等を県企業庁が容易に判断できるチェックリストなど。

7-1-3 モニタリング実施計画書の作成

県企業庁は、事業契約締結後、7-1-1に定める種類毎に以下の項目を含むモニタリング実施計画書を作成する。

- ①モニタリング時期
- ②モニタリング内容
- ③モニタリング組織
- ④モニタリング手続
- ⑤モニタリング様式

7-1-4 モニタリングの方法

7-1-4-1 基本設計・実施設計に関するモニタリング

県企業庁は、事業者が提出した要求性能確認報告書等をもとに、事業者によって行われた設計が、要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。

7-1-4-2 工事施工に関するモニタリング

事業者は、建設業法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に県企業庁から工事施工及び工事監理の状況の確認を受けるものとします。また、事業者は、県企業庁が要請した場合は、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受けるものとします。

7-1-4-3 工事完成に関するモニタリング

事業者は、施工記録と要求性能確認報告書を用意し、現場で県企業庁の確認を受けるものとする。この際、県企業庁は、施設の状態が要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行うものとします。確認の結果、施設的设计又は工事の内容が要求水準に適合しない場合には、県企業庁は補修又は改造を求めることができるものとします。

7-1-4-4 運営・維持管理業務に関するモニタリング

県企業庁は、維持管理・運営業務において、定期的に業務の実施状況を確認します。

7-1-4-4-1 運営・維持管理業務に関するモニタリングの方法

① 業務日報等の提出

事業者は、県企業庁が日常モニタリングを行うための業務日報（毎日）、定期モニタリングを行うための業務月報（毎月）と要求性能確認報告書を作成し、県企業庁へ提出します。

② 業務実施状況等の確認

県企業庁は、事業者が作成した業務日報及び業務月報に基づき、日常モニタリング、定期モニタリングを行い、事業者が提供する業務の実施状況を確認します。

なお、県企業庁は、必要に応じ自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができます。

図表 7-1 運営・維持管理業務に関するモニタリングの方法

	県企業庁
日常モニタリング	事業者より提出された業務日報を確認し、業務水準の評価。
定期モニタリング	事業者より提出された業務報告書や要求性能確認報告書等を確認し、業務水準の評価。
随時モニタリング	脱水ケーキの再生利用の確認。 排水処理施設及び常用発電施設の性能の確認。 その他、必要に応じ不定期に直接確認。

7-1-4-5 財務の状況に関するモニタリング

事業者は、毎年度、公認会計士等による監査を経た財務の状況について、県企業庁に報告します。

7-1-5 モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用について、県企業庁において発生するものは県企業庁の負担とし、事業者において発生するものは事業者の負担とします。

7-2 サービス購入料の減額等

県企業庁が行う運営・維持管理業務に関するモニタリングにより、要求水準に適合していないことが判明した場合には、改善勧告を行うとともに、サービス購入料のうち運営・維持管理業務に係る対価の減額、支払停止等（以下、総称して「減額等」という。）を行うものとします。

7-2-1 運営・維持管理業務に係る対価の減額等の考え方

7-2-1-1 減額等の対象

図表7-2の①～⑦の確認項目について、その実施状況をモニタリングにより要求水準を満たしているかを確認し必要に応じ、改善勧告→業務に当たる者の変更要求→契約解除という手順でペナルティを課すものとします。

さらに、同欄中②～⑦の項目については、運営・維持管理業務に係る対価の減額又は支払停止の対象とします。

図表 7-2 運営・維持管理業務に係る対価の減額等の対象

要求業務	確認項目	モニタリングの実施	改善勧告の有無	運営・維持管理業務に係る対価の減額等の対象
運営・維持管理業務	①運営・維持管理業務の適切な遂行	○	○	
排水処理施設の運営・維持管理業務	②異常なる液濃度	○	○	○ (減額措置)
	③汚泥受入停止	○	○	○ (減額措置)
	④脱水設備の脱水能力	○	○	○ (減額措置)
脱水ケーキの再生利用業務	⑤脱水ケーキの不法投棄又は許可を受けない最終処分場等への埋め立て	○	○	○ (支払停止)
発電施設の運営・維持管理業務	⑥常用発電設備の出力不足、ピークカットの電力不足、逆潮流発生	○	○	○ (減額措置)
	⑦太陽光発電設備の発電能力	○	○	○ (減額措置)

7-2-1-2 要求水準が満たされていない場合の措置

県企業庁は、モニタリングの結果、要求水準が満たされていないと判断した場合は、改善勧告及び運営・維持管理業務に係る対価の減額若しくは支払停止を行うものとします。

図表 7-3 要求水準が満たされていない場合の措置

措置の内容		手続きの概要
サービス購入料の減額又は支払停止		上記7-2-1-1の図表7-2確認項目欄中②～④、⑥及び⑦については、業務水準低下の程度に応じてサービス購入料の減額を行う。同欄中⑤については、サービス購入料の支払いを停止する。
改善勧告	1回目	県企業庁は、業務水準低下の内容に応じて当該業務の改善について期限を定め事業者に改善勧告を行う。
	2回目	1回目の改善勧告によっても期限内に改善が認められない場合、県企業庁は再度改善勧告を行う。
業務に当たる企業の変更要求	協力会社の変更要求	2回の改善勧告を経ても改善効果が認められない場合で、事業者が当該業務を協力会社に委託している場合には、県企業庁は当該業務に当たる協力会社を変更するよう要求するものとする。
	第三者への業務委託	2回の改善勧告を経ても改善効果が認められない場合で、当該業務を応募企業又は応募グループの構成員が行っている場合には、県企業庁は当該業務を県企業庁が指定する第三者に委託するよう事業者要求するものとする。
契約解除等	契約解除	上記の手続きを経ても業務の改善効果が認められない場合で、県企業庁が契約継続を希望しない場合は、県企業庁は事業契約を解除できるものとする。
	地位の譲渡 株式の譲渡	上記の手続きを経ても業務の改善効果が認められない場合で、県企業庁が契約継続を決定した場合は、事業者の契約上の地位又はその全株式を県企業庁が承諾した第三者へ譲渡できるものとする。

7-2-1-3 減額等の対象除外

次の場合は、要求水準が満たされていないときでも減額等の対象としません。

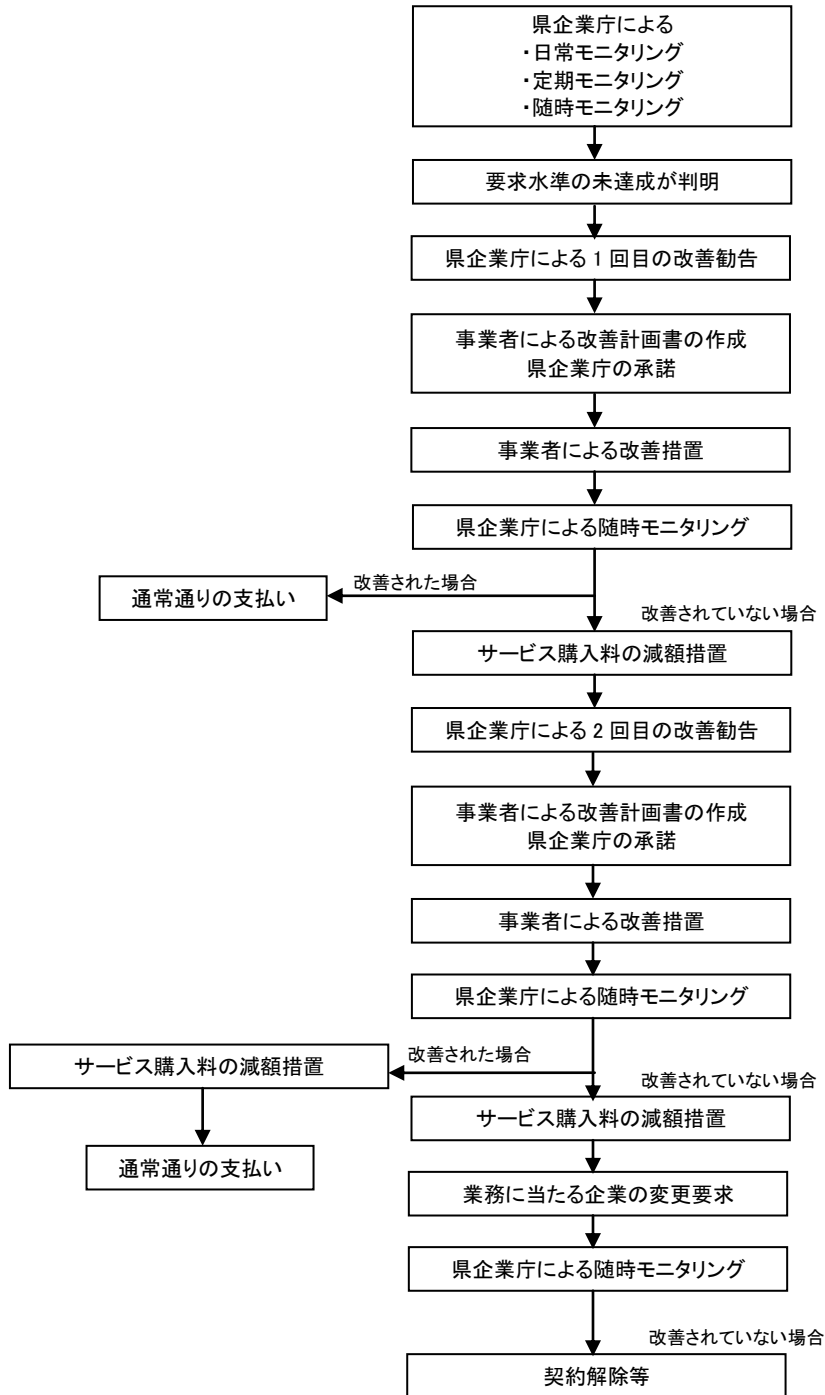
- ・ 予め県企業庁との協議の上で行う修繕等及び清掃その他の作業によるもの。
- ・ 県企業庁の責によるもの。
- ・ 不可抗力によるもの（天候によるものを含む）。
- ・ 法令等変更によるもの。

7-2-1-4 モニタリング結果の反映

モニタリングは、運営開始日から開始するものとします。また、県企業庁は、1ヶ月を通したモニタリングの結果を、業務報告書等の受領後閉庁日を除いた14日以内に事業者へ通知するものとします。モニタリング結果は、当該四半期分として支払われるサービス購入料に反映するものとします。

7-2-1-5 減額等の流れ

図表 7-2 の②～④、⑥及び⑦について、要求水準が満たされていない場合の減額等の流れは以下の通りです。



図表 7-4 要求水準が満たされていない場合の流れ

7-2-2 減額等の方法

7-2-2-1 異常濃度のろ液が返送されている場合

7-2-2-1-1 減額等の対象となる確認項目

ろ液濃度が濁度として 20 度以上であるにもかかわらず、脱水設備等が緊急停止されず、ろ液が排水池に返送されていることが確認された場合。

7-2-2-1-2 減額措置の流れ

- ① 県企業庁は 1 回目の改善勧告を行い、事業者は脱水設備等の停止など排水池の運転管理上に支障が生じることのないよう適切な措置をとるとともに、改善計画書を作成し、県企業庁との協議の上その承諾を得て、同計画書に従って改善措置を講じます。
- ② 上記①の改善計画書に記載された改善期日において、随時モニタリングを行った結果 7-2-2-1-1 の状況が改善されていないと県企業庁が判断した場合、県企業庁は、1 回目の改善勧告を行った日以降のサービス購入料を減額するとともに、事業者に対して 2 回目の改善勧告を行い、1 回目の改善勧告時と同様に改善計画書を作成及び県企業庁の承諾を得て、改善措置を講ずることを求めます。サービス購入料の減額措置は、県企業庁が 1 回目の改善勧告を行った日から 2 回目の改善勧告を行った日までの期間について、排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価のうち固定費の 30%を減額する（年 365 日の日割計算により算定する。）。なお、変動費については、減額の対象外とします。
- ③ 上記②の改善計画書に記載された改善期日において、随時モニタリングを行った結果 7-2-2-1-1 の状況が改善されていないと県企業庁が判断した場合、県企業庁は、2 回目の改善勧告を行った日以降のサービス購入料を減額するとともに、図表 7-3 に基づき、業務に当たる企業の変更要求、契約解除、その他の措置を取るものとします。

サービス購入料の減額措置は、改善期日前に改善した場合は県企業庁が 2 回目の改善勧告を行った日から改善されたことを確認した日までの期間について、また、改善期日に改善されていないと判断した場合は県企業庁が 2 回目の改善勧告を行った日から改善期日までの期間について、排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価のうち固定費の 50%を減額します（年 365 日の日割計算により算定。）。なお、変動費については、減額の対象外とします。
- ④ 上記②及び③の減額措置は、排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価のうち固定費の全額を対象として行うものとし、浄水場ごとに固定費を細分化して減額するものではありません。

7-2-2-2 汚泥受入停止

7-2-2-2-1 減額等の対象となる確認項目

全部又は一部の脱水設備が濃縮施設からの汚泥の受入の停止状態に陥り（以下、「汚泥受

入停止」という。)、県企業庁がかかる汚泥受入停止が浄水業務、濃縮層の運転業務等に影響を与える恐れがあると合理的に判断した場合。

7-2-2-2-2 減額措置の流れ

- ① 県企業庁は 1 回目の改善勧告を行い、事業者は改善計画書を作成し、県企業庁と協議の上その承諾を得て、同計画書に従って改善措置を講じます。
- ② 上記①の改善計画書に記載された改善期日において、随時モニタリングを行った結果 7-2-2-2-1 の状況が改善されていないと県企業庁が判断した場合、県企業庁は、1 回目の改善勧告を行った日以降のサービス購入料を減額するとともに、事業者に対して 2 回目の改善勧告を行い、1 回目の改善勧告時と同様に改善計画書を作成及び県企業庁の承諾を得て、改善措置を講ずることを求めます。サービス購入料の減額措置は、県企業庁が 1 回目の改善勧告を行った日から 2 回目の改善勧告を行った日までの期間について、排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価のうち固定費を図表 7-5 のとおり減額する（年 365 日の日割計算により算定する。）。なお、変動費については、減額の対象外とします。
- ③ 上記②の改善計画書に記載された改善期日において、随時モニタリングを行った結果 7-2-2-2-1 の状況が改善されていないと県企業庁が判断した場合、県企業庁は、2 回目の改善勧告を行った日以降のサービス購入料を減額するとともに、図表 7-3 に基づき、業務に当たる企業の変更要求、契約解除、その他の措置を取るものとします。サービス購入料の減額措置は、改善期日前に改善した場合は県企業庁が 2 回目の改善勧告を行った日から改善されたことを確認した日までの期間について、また、改善期日に改善されていないと判断した場合は県企業庁が 2 回目の改善勧告を行った日から改善期日までの期間について、排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価のうち固定費を図表 7-5 のとおり減額します（年 365 日の日割計算により算定。）。なお、変動費については、減額の対象外とします。
- ④ 再開にあたっては、事業者は、当該脱水設備につき要求水準書において規定される必要脱水能力（t-ds/日・台）を満たすものとする。汚泥の受入が再開された後、14 日以内に、当該脱水設備が必要脱水能力を満たしていない、又は再度受入停止状態に陥った場合は、当該脱水設備につき汚泥の受入の再開がなかったものとして、汚泥受入停止状態が継続しているものとみなすものとします。
- ⑤ 上記②及び③の減額措置は、排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価のうち固定費の全額を対象として行うものとし、浄水場ごとに固定費を細分化して減額するものではありません。

図表 7-5 排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価（固定費）の減額率

	各浄水場ごとに全ての脱水設備が汚泥受入停止状態になった場合	各浄水場ごとに一部の脱水設備が汚泥受入停止状態になった場合
1 回目の改善勧告後	50%	30%
2 回目の改善勧告後	50%	50%

7-2-2-3 脱水設備の能力に係る要求水準未達成

7-2-2-3-1 減額等の対象となる確認項目

汚泥受入の停止措置までには至らないものの、各浄水場における脱水設備の一部又は全てが、事業者の帰責事由により要求水準書「3-1-3-2 周辺環境調査等」及び「3-2-2 設計諸元」で定めている能力を維持できていないと県企業庁が合理的に判断した場合。

7-2-2-3-2 減額措置の流れ

- ① 県企業庁は1回目の改善勧告を行い、事業者は改善計画書を作成し、県企業庁と協議の上その承諾を得て、同計画書に従って改善措置を講じます。
- ② 上記①の改善計画書に記載された改善期日において、随時モニタリングを行った結果7-2-2-3-1の状況が改善されていないと県企業庁が判断した場合、県企業庁は、1回目の改善勧告を行った日以降のサービス購入料を減額するとともに、事業者に対して2回目の改善勧告を行い、1回目の改善勧告時と同様に改善計画書を作成及び県企業庁の承諾を得て、改善措置を講ずることを求めます。サービス購入料の減額措置は、県企業庁が1回目の改善勧告を行った日から2回目の改善勧告を行った日までの期間について、排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価のうち固定費の30%を減額します（年365日の日割計算により算定。）。なお、変動費については、減額の対象外とします。
- ③ 上記②の改善計画書に記載された改善期日において、随時モニタリングを行った結果7-2-2-3-1の状況が改善されていないと県企業庁が判断した場合、県企業庁は、2回目の改善勧告を行った日以降のサービス購入料を減額するとともに、図表7-3に基づき、業務に当たる企業の変更要求、契約解除、その他の措置を取るものとします。サービス購入料の減額措置は、改善期日前に改善した場合は県企業庁が2回目の改善勧告を行った日から改善されたことを確認した日までの期間について、また、改善期日に改善されていないと判断した場合は県企業庁が2回目の改善勧告を行った日から改善期日までの期間について、排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価のうち固定費の50%を減額します（年365日の日割計算により算定します。）。なお、変動費については、減額の対象外とします。
- ④ 上記②及び③の減額措置は、排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価のうち固定費の全額を対象として行うものとし、浄水場ごとに固定費を細分化して減額するものではありません。

7-2-2-4 脱水ケーキの不法投棄又は最終処分場等への埋め立て

県企業庁による随時モニタリングにより、脱水ケーキの再生利用が全量行われず、事業者（事業者から再生利用を委託された者を含む。）が脱水ケーキを不法に投棄し又は県企業庁の承諾を得ず無断で最終処分場への埋め立てを行ったことが判明した場合、県企業庁は、以下の①の手順に従って契約を解除できるものとします。

ただし、最終処分場への埋め立てについては、協議を踏まえた上で緊急避難として最終

処分場への埋め立てがやむを得ないと県企業庁により判断された場合はこの限りではありません。その場合、②の手順に従って対応するものとします。

① 不法投棄及び協議を経ない最終処分場への埋め立て

- ・不法投棄が発覚した場合、あるいは協議に基づかない最終処分場への埋め立てが発覚した場合は、県企業庁は、排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価全額の支払いを即時停止するものとします。
- ・県企業庁は、事業者の帰責事由がないことが確認されない限り、契約を解除できるものとします。なお、処分方法が不明である場合は「不法投棄」とみなすものとします。

② 協議に基づく最終処分場への埋め立て

- ・事業者は最終処分場への埋め立てに関し、県企業庁と協議することができるものとします。
- ・最終処分場への埋め立ては、緊急避難としてやむを得ず埋め立てることを県企業庁が認めた場合に限るもので、県企業庁は、代替措置による対応等が可能な場合は最終処分場への埋め立ては認めません。ただし、再生利用市場の消失（別紙7「脱水ケーキの再生利用業務について」に定義される。）、不可抗力及び法令等変更による場合は、この限りではありません。
- ・最終処分場への埋め立てが認められた場合、事業者は改善期間（埋め立て開始日から最大180日まで）を明示した改善計画書を提出するものとします。
- ・最終処分場への埋め立て費用（運搬費を含む。）は、原則として全額事業者の負担とします。ただし、当該最終処分場への埋め立てが法令等変更又は不可抗力による場合、事業者が負担する追加費用は、事業契約の定めるところによるものとします。また、当該最終処分場への埋め立てが再生利用市場の消失による場合、当該最終処分場への埋め立て費用の負担割合は、関係者協議会において協議するものとします。
- ・埋め立て日から事業者が提示した改善予定日までの間に、改善計画書に基づいた改善が見られた場合は、契約は継続されます。改善予定日において改善が見られない場合は、県企業庁は、契約を解除します。なお、改善予定日までに再び協議を行い、引き続き埋め立てをする場合は、この限りではありません。
- ・協議の上、最終処分場への埋め立てが認められない場合、事業者は、再生利用を行うものとします。

7-2-2-5 常用発電設備の能力に係る要求水準未達成

7-2-2-5-1 減額等の対象となる確認項目

- ・9時～17時のベースロード運転において、定格発電出力(3000kW)を維持できない場合。
- ・ピークカット運転が適切に行われずに、買電量が増加した場合。
- ・常用発電設備の運転にあたり、逆潮流が起きた場合。

7-2-2-5-2 減額措置の流れ

- ① 県企業庁は 1 回目の改善勧告を行い、事業者は改善計画書を作成し、県企業庁と協議の上その承諾を得て、同計画書に従って改善措置を講じます。
- ② 上記①の改善計画書に記載された改善期日において、随時モニタリングを行った結果 7-2-2-5-1 の状況が改善されていないと県企業庁が判断した場合、県企業庁は、1 回目の改善勧告を行った日以降のサービス購入料を減額するとともに、事業者に対して 2 回目の改善勧告を行い、1 回目の改善勧告時と同様に改善計画書を作成及び県企業庁の承諾を得て、改善措置を講ずることを求めます。サービス購入料の減額措置は、県企業庁が 1 回目の改善勧告を行った日から 2 回目の改善勧告を行った日までの期間について、常用発電設備の運営・維持管理業務に係る対価のうち固定費の 30%を減額します（年 365 日の日割計算により算定。）。なお、変動費については、減額の対象外とします。
- ③ 上記②の改善計画書に記載された改善期日において、随時モニタリングを行った結果 7-2-2-5-1 の状況が改善されていないと県企業庁が判断した場合、県企業庁は、2 回目の改善勧告を行った日以降のサービス購入料を減額するとともに、図表 7-3 に基づき、業務に当たる企業の変更要求、契約解除、その他の措置を取るものとします。

サービス購入料の減額措置は、改善期日前に改善した場合は県企業庁が 2 回目の改善勧告を行った日から改善されたことを確認した日までの期間について、また、改善期日に改善されていないと判断した場合は県企業庁が 2 回目の改善勧告を行った日から改善期日までの期間について、常用発電設備の運営・維持管理業務に係る対価のうち固定費の 50%を減額します（年 365 日の日割計算により算定。）。なお、変動費については、減額の対象外とします。

なお、上記のほか、県企業庁に発生した増加費用は、事業者が負担します。

7-2-2-6 太陽光発電設備の能力に係る要求水準未達成

7-2-2-6-1 減額等の対象となる確認項目

太陽光発電設備の発電能力が、要求水準を満たさない場合。

7-2-2-6-2 減額措置の流れ

- ① 県企業庁は年間実績の評価に基づき 1 回目の改善勧告を行い、事業者は改善計画書を作成し、県企業庁と協議の上その承諾を得て、同計画書に従って改善措置を講じます。
- ② 上記①の改善計画書に記載された改善期日において、随時モニタリングを行った結果 7-2-2-6-1 の状況が改善されていないと県企業庁が判断した場合、県企業庁は、1 回目の改善勧告を行った日以降のサービス購入料を減額するとともに、事業者に対して 2

回目の改善勧告を行い、1回目の改善勧告時と同様に改善計画書を作成及び県企業庁の承諾を得て、改善措置を講ずることを求めます。サービス購入料の減額措置は、県企業庁が1回目の改善勧告を行った日から2回目の改善勧告を行った日までの期間について、太陽光発電設備の運営・維持管理業務に係る対価のうち固定費の30%を減額します（年365日の日割計算により算定。）。

- ③ 上記②の改善計画書に記載された改善期日において、随時モニタリングを行った結果7-2-2-6-1の状況が改善されていないと県企業庁が判断した場合、県企業庁は、2回目の改善勧告を行った日以降のサービス購入料を減額するとともに、図表7-3に基づき、業務に当たる企業の変更要求、契約解除、その他の措置を取るものとします。

サービス購入料の減額措置は、改善期日前に改善した場合は県企業庁が2回目の改善勧告を行った日から改善されたことを確認した日までの期間について、また、改善期日に改善されていないと判断した場合は県企業庁が2回目の改善勧告を行った日から改善期日までの期間について、太陽光発電設備の運営・維持管理業務に係る対価のうち固定費の50%を減額します（年365日の日割計算により算定。）。

資料8 落札者決定基準の考え方

8-1 基本的な考え方

排水処理施設は、浄水工程の一部を担う施設であり、水道水の安定供給にとって極めて重要な施設です。したがって本事業においては、浄水工程で発生する汚泥を適切に脱水処理し、発生した脱水ケーキを再生利用するという一連の業務を滞りなく円滑に行えるよう、常に適切かつ安定した運営・維持管理がなされる必要があります。また、災害時に備えた非常用自家発電施設としても機能する天然ガス常用自家発電施設を導入するとともに、太陽光発電を行います。

本事業においては、応募者からの提案内容について、価格面に加えて、SPCの組織運営体制が適切か、事業期間中におけるリスクへの対応が十分に検討されているか、排水処理施設及び発電施設の運営・維持管理に関する考え方あるいは非常時における対応策について優れた提案になっているか等、「事業の安定性、継続性」に重点を置いて評価します。

さらに、循環型社会の実現や安定した浄水場の運営という観点から、脱水ケーキの再生利用に関する提案についても重要視しています。県企業庁は、既に高い脱水ケーキの有価利用の実績を有しており、本事業においてもこれまでの県企業庁の実績をさらに促進できるような提案を期待しています。

脱水ケーキの再生利用に関しては、再生利用に係る市場が十分に安定しているとはいえないことから、長期安定性という点で課題があると考えています。県企業庁も現時点では高い有価利用の実績を有していますが、同様の課題を抱えています。したがって、提案審査に当たっては、事業者が有価利用できる量のみならず、長期間にわたり安定的に脱水ケーキを再生利用していくための創意工夫についても評価します。

8-2 事業者選定の概要

8-2-1 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札とします。

事業者の選定に当たっては、入札価格、設計・建設、運営・維持管理に関する技術及び事業遂行能力等を総合的に評価し落札者を決定します。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令372号）が適用されます。

8-2-2 審査の進め方

審査は、第一次審査として入札参加資格の有無を判断する「資格審査」、第二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施します。「提案審査」は、入札価格や

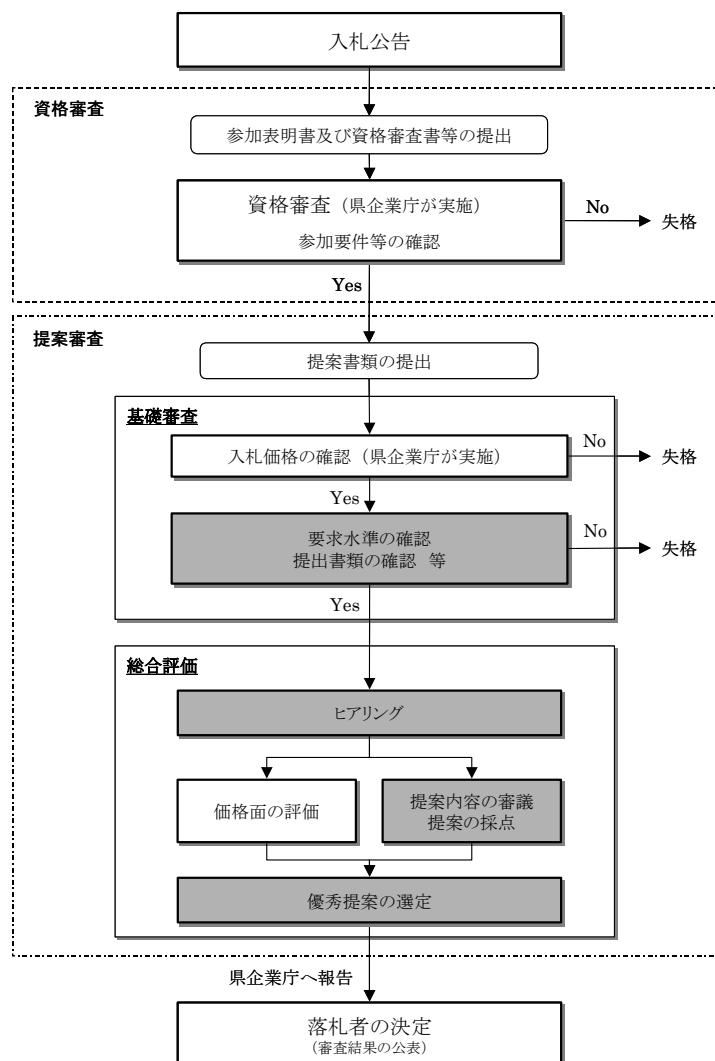
要求水準書に示す内容を満足しているか否かを確認する「基礎審査」と、提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行います。(図表 8-1 参照)

8-2-3 審査体制

委員会は、入札参加者から提出された事業提案書の審査を行います。なお、県企業庁又は委員会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがあります。(県企業庁が設置した委員会の構成は、実施方針の「2-5-2」参照)

なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定前までに、委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とします。

図表 8-1 落札者決定までの流れ



8-3 資格審査

資格審査では、応募者からの資格審査書類をもとに、参加要件及び資格等の要件の具備を県企業庁において確認します。このとき、県企業庁は委員会の委員から意見を聴くことができることとします。

資格審査の結果、参加要件等を充足していない応募者は、失格とします。

なお、資格審査に係る参加要件及び資格等は、入札説明書に示します。

8-4 提案審査

8-4-1 基礎審査

本審査では、県企業庁及び委員会において、入札参加者の提案内容が次の基礎審査項目を充足していることを確認します。

8-4-1-1 入札価格の確認

県企業庁は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行います。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎的事項の確認の対象とし、範囲外の入札参加者は失格とします。

8-4-1-2 基礎的事項の確認

事業提案書に記載された内容が、下記の基礎的な事項について満足していることの確認を行います。なお、詳細は入札説明書等に示します。

8-4-1-2-1 提出書類の確認

審査項目	審査内容
提出書類の確認	提出を求めている書類が全て揃っているか。また、指定した様式に必要な事項が記載されているか。
提案内容の矛盾・齟齬	事業提案書全体において、同一事項に関する提案に矛盾あるいは齟齬がないか。

8-4-1-2-2 要求水準の確認

各入札参加者の排水処理施設及び発電施設の設計・建設、運営・維持管理に係る提案内容が、県企業庁の要求する水準及び性能に適合していることの確認を「要求水準書」に基づいて行います。

8-4-1-2-3 事業遂行に関する確認

事業遂行能力を有した提案内容になっているかどうかについて確認を行います。

これら3つの基礎的な事項のうち、一つでもその要件に適合していない場合は、入札参加者に確認の上、失格とし、すべての要件に適合していると確認された入札参加者は総合評価の対象とします。

8-4-2 総合評価

本評価では、委員会において、各提案内容を図表 8-2 に示す評価項目（案）により、評価、採点することを想定しています。

なお、具体的な配点、採点基準については入札説明書等で示します。

図表 8-2 評価項目（案）

	評価項目	評価の視点
性能等に関する評価	事業の安定性に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施方針 ・事業の実施体制の適切性 ・事業収支計画の適切性 ・資金調達計画の適切性 ・業務スケジュールの適切性 ・維持管理計画の適切性 ・リスク対応の適切性
	排水処理施設に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・脱水設備の安定稼働 ・脱水設備の周辺環境への配慮 ・ろ液水質の対応 ・排熱利用に関する提案
	脱水ケーキの再生利用に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・有価利用可能量の上限の妥当性 ・再生利用の具体性
	常用発電設備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・既設受変電設備との接続方法 ・燃料消費量 ・ブラックアウトスタート時の手法 ・LNG の発注・仕入れ等の効率性
	太陽光発電設備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・最大出力 ・発電効率の持続性 ・故障対応体制（迅速性） ・太陽光アレイの成分
	その他提案に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・排熱利用に関する提案 ・環境対策の PR
価格面に関する評価	入札価格に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入札価格を得点化

8-5 落札者の決定

委員会は、入札参加者の提案内容に対して、性能等に関する各評価項目について採点し

た得点と、入札価格を得点化したものを合計し、その合計が最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定します。ただし、総合評価による得点の最も高い提案が同点で複数ある場合には、くじにより最優秀提案者を選定します。

県企業庁は、委員会による審査結果を踏まえ、最優秀提案者を落札者として決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表します。